

令和6年舟形町議会
第2回定例会会議録

舟形町議会

令和6年第2回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年5月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月5日 午前10時

応招議員（10名）

1番 伊藤 廣 好 6番 石 山 和 春

2番 叶 内 昌 樹 7番 奥 山 謙 三

3番 荒 澤 広 光 8番 八 畝 太

4番 伊 藤 欽 一 9番 佐 藤 広 幸

5番 小 国 浩 文 10番 斎 藤 好 彦

不応招議員（なし）

令和6年6月5日（水曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和6年舟形町議会第2回定例会第1日目

令和6年6月5日(水)

出席議員(10名)

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 歙 太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	農業委員会会長	叶内 栄 一
会計管理者	沼澤 伸 一	総務課財政係長	仲野 健 太
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶 紀 邦	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	ふるさと応援推進室長	野尻 誠
健康福祉課長	沼澤 一 征	教 育 長	伊藤 幸 一
住民税務課長	豊岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	代表監査委員	齊藤 徹
地域整備課長	伊藤 秀 樹	監査事務局長	相馬 広 志
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬 広 志	事務補助員	大場 正 江
--------	--------	-------	--------

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議員派遣の報告
日程第5 本期受理の請願

陳情第6号 医療機関・介護施設への支援の充実と、ケア労働者の勤務環境と処遇
改善を求めるための意見書の提出に関する陳情

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和6年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名いたします。3番荒澤広光議員、8番八楸 太議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定につきまして議題といたします。

会期の発言は、伊藤議会運営委員長よりお願いをいたします。

4番 おはようございます。それでは私から、去る令和6年5月29日に開催されました議会運営委員会において、令和6年第2回定例会の会期について協議をいたしましたので、ご報告いたします。

令和6年第2回舟形町議会定例会の会期は、本日6月5日より7日までの3日間とすることに決定しましたので、ご報告を申し上げます。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、伊藤議会運営委員長報告のとおり、6月5日から7日までの3日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告につきましては、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告につきましては、議案書掲載のとおりです。朗読は省略をいたします。

日程第5 本期受理の陳情

議長 日程第5 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第6号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇改善を求めるための意見書の提出に関する陳情につきまして議題といたします。

陳情第6号につきましては、議会事務局長が朗読説明をいたします。

議会事務局長（朗読、説明省略）

議長 陳情第6号の審査につきましては、会議規則第94条の規定により総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 次に、日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。森町長。

町長 おはようございます。

本日は、令和6年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、6月は岸田首相肝煎りの定額減税が始まります。1人当たり4万円で今年限りですが、収入や世帯構成によって、一度に減税される人、年末まで少しずつ続く人、もともと納税額の少ない人は4万円までの差額が支給される人が出てくるなど、複雑な仕組みであります。また、所得が少なく減税を受けられない住民税非課税世帯には、1世帯当たり10万円を給付、さらに18歳以下の子供がいる世帯には子供1人5万円を給付する仕組みもあり、自治体としては、1年だけなら簡単な方法にしてほしいと思います。また、大規模な災害や感染症の大流行などの非常事態に国が地方自治体に対応を指示できるようにする地方自治法改正案が衆議院を通過し、参議院の審議を経て成立する見込みであります。平成12年の地方分権改革で、形式的には対等となった国との関係がさらに形式的なものになるのかもしれませんが。

次に、3月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

（1）町制施行70周年記念地域映画上映会について

3月17日、20日、23日、24日の4日間、生涯学習センターなどで町学習センターなど、町内3会場で、町制施行70周年を記念した地域映画の上映会を開催し、町外を含む、延べ550の方が鑑賞されました。

町制施行70周年記念地域映画「想いは未来へ」は広報ふながたなどで提供を募り集まった昭和の8ミリフィルム21本とデータ化されたDVDを基に、委託先である山形放送株式会社と協力しながら制作いたしました。

また、3月29日には、YBCテレビで映画本編をテレビ放送用に再編集された特番を放映するなど、ラジオやテレビでのPRにも力を入れました。

上映会では、舟形町にゆかりのある俳優の竹下景子さんのナレーションとともに、昭和の舟形町の懐かしい映像や町内の各世代の方々からの未来へのメッセージなどが大型スクリーン

に映し出され、これまで町を築いてこられた方々への感謝と町への誇りや愛着を未来につなげる大きな機会となりました。

来場された皆さんからは、とてもすばらしい映画だったという評価をいただくなど、町制施行70周年記念にふさわしい上映会となりました。

(2) 東北農林専門職大学アパート入居者説明会について

4月3日水曜日、舟形町役場3階大会議室において東北農林専門職大学アパート入居者説明会が開催されました。この説明会には、学生10名、学生の保護者1名、神山学長をはじめとした教職員7名が出席し、役場からは生活ガイドブック、無料送迎バス、情報提供の方法について説明をしました。続いて、アパートのある舟形第4町内会の沼澤会長からは、町内会の活動に関して丁寧な説明がありました。説明会終了後、10名の学生は連絡先を交換し合い、入居者代表を決めるなど、学生同士ですぐに打ち解けている様子でありました。

また、4月13日土曜日には、舟形町東北農林専門職大学総合プロジェクトチームのメンバーが、学生と教職員を対象にアパート周辺を散策する「町内まちあるき」を実施いたしました。神山学長からもご参加いただき、早く舟形町に慣れてもらえるように徒歩で町内を巡りました。

(3) 最上小国川清流未来振興機構代表者会議について

4月23日火曜日、舟形町中央公民館3階大ホールにおいて、令和6年度最上小国川清流未来振興機構代表者会議が開催されました。

山形県からは最上総合支庁長をはじめとして、農林水産部及び県土整備部の次長が、最上町と舟形町の両町からは町長及び町議会議長が、小国川漁協からは組合長などが出席し、さらには、オブザーバーとして、森林管理署最上支署長と新庄河川事務所技術副所長が出席して、最上小国川流域の振興発展に関して協議されました。

会議中、今年10月に「最上小国川流水型ダム建設に伴う治水・環境対策と内水面漁業振興等に関する協定」の協定期間である10年間に経過することから、参加者の意見を聞いたところ、両町長及び漁業組合長の全員の意見が延長を希望した内容であったことから、期限を延長する方向で決定いたしました。

これからも関係者が機構の中で協議を重ねながら様々な取組を進め、お互いの信頼感を高めていくことを確認しました。

(4) 令和6年度第1回町内会長会議について

4月26日金曜日、町中央公民館で令和6年度第1回町内会長会議を開催いたしました。11の町内会において町内会長が交代され、会議では、各課より今年度取り組む事業や町内会の皆さんへの連絡及びご協力をいただきたい事項等について、資料を基に説明を行いました。この会議は、年度当初に地域と行政が情報と認識を共有することにより、よりよい地域づくり

と行政運営につなげていくことを目的として開催しております。

今年度は、昨年度実施した「町内会びじょん」の検討及び策定に引き続き、旧4小学校区を中心とした次期「地区びじょん」の検討と策定の時期となっております。「町内会びじょん」における地域課題も踏まえながら、地区の課題解決に向けた取組について、地域運営組織や町内会長を中心とした話し合いをサポートしてまいります。

(5) 第41回ふながた若鮎まつり実行委員会について

5月13日月曜日、町制施行70周年第41回ふながた若鮎まつりの令和6年度第1回実行委員会を開催しました。

実行委員会では、若鮎まつりの開催方針や予算、歌謡ショーのゲストなどを決定したほか、近年の酷暑を受け、熱中症対策について話し合われたところであります。

昨年は4年ぶりにステージイベントを復活するなど、コロナ禍前の通常規模で若鮎まつりを開催し、たくさんの来場者でにぎわいましたが、今年は町制施行70周年記念事業の一環として、より多くの方々に若鮎まつりを楽しんでいただきたいと考えております。

若鮎まつりは実行委員をはじめ、町民の皆様のご協力とご支援により成り立っている町最大の交流イベントです。町民の記憶に残るような若鮎まつりを目指して取り組んでまいります。

(6) 第1回舟形町総合発展計画（後期短期アクションプラン）策定会議について

5月28日火曜日、町中央公民館で第1回舟形町総合発展計画（後期短期アクションプラン）策定会議を開催いたしました。

町総合発展計画は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための長期的なまちづくりの指針となるもので、本町の最上位計画であります。そのうち、5年の期間である短期アクションプランは本年度において検証・見直しを行い、後期短期アクションプランの策定により、まちの将来像である「住んでいる人が誇れるまちづくり～わくわく未来ふながた～」の実現を目指すものであります。

策定会議は、福祉健康、教育文化、産業経済、地域づくり、防災安全、生活環境の6分野で、専門的知識を有する10名とまちづくり審議会10名の計20名の委員で構成されております。第1回策定会議では、前期短期アクションプランの検証について、各課長等からの説明や今後の進め方等について確認をいただきました。

策定会議は計5回を予定しており、今後、分野ごとの専門部会において検討を進め、後期短期アクションプランの素案から最終案を作成し、パブリックコメントを経て、令和7年の3月定例会へ上程する予定となっております。

(7) 産直まんさくの新規オープンについて

5月31日金曜日、産直まんさくが新規オープンし、開店セレモニーとイベントが実施されました。町観光物産協会が施設を運営し、生産者組織がテナントのような形で入る新しい形で

のスタートとなります。

今年1月に、生産者からなる「まんさくの会」より要望書が町議会に提出され、町議会からの「施設存続の協力」と「運営組織に対する支援」に関する町への支援要請を受け、オープンに向けて準備を進めてまいりました。

改めて組織されたまんさくの会は会員数が60名を超え、会員からはこれまでよりも意欲的に取り組みたいとの声が聞かれました。また、会員の商品が少ない時期などを補うために、株式会社新庄丸果青果からも通年で出品していただくことになりました。町観光物産協会のノウハウを取り入れながら、集客力を強化し、販売額の向上を目指していくとのことであります。

ちなみに、オープンからの金、土、日の3日間で売上げが103万2,209円ということで、1日当たり34万4,000円の売上げがありまして、さらに利用者の声、さらには生産者、会員の方からも、またやってくれてよかったというお言葉が多く聞かれました。本当にオープンしてよかったなと感じているところでございます。

以上、7件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件については、承認案件については6件、報告案件について2件、一般会計及び特別会計補正予算について2件、条例の一部改正について1件、請負契約の締結について1件、和解方針について1件、以上13件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、3月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

日程第7 一般質問

議長 次に、日程第7 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可いたします。1番伊藤廣好議員。

1番 おはようございます。

私から、通告しております2つの質問をいたします。

主題1、職員採用試験早期内定と町内者優先を

職員採用試験については、例年6月募集、9月、10月に試験、12月に採用内定されているようですが、民間企業の採用が年々早まっており、優秀な人材を確保するためには前倒しして実施をすべきと考えます。

次の2点について質問いたします。

1つは、来年度以降は応募者の進路選択や定住人口確保の観点から、応募、試験を早め、7月頃には合格内定を実施すべきではないか。

2つ目、採用については、災害時対応、町内定住の観点から、町内者を優先的に採用し、引き続き町内定着することにより、持続可能な町につながるのではないかと考えるが、町長の考えをお尋ねします。

主題2、町行財政改革推進会議の常設を

人口減少、税収確保などの観点から、今後も持続可能な行財政運営を図るため、常に事務事業の見直しや改善、そして評価が必要不可欠であります。

町民の皆様をはじめ、有識者や公募委員などによる「行財政改革推進会議」を常設し、財政支出及び業務の効率化を推進すべきと考えるが、町長のお考えをお尋ねいたします。

以上です。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の「職員採用試験早期内定と町内者優先を」についてのご質問にお答えします。

町の職員採用につきましては、定員管理計画を踏まえて、退職者数や職種、採用人数の平準化に考慮しながら実施しておりますが、毎年募集数のうち、土木や保健師といった専門的な職を除く一般行政職の募集人数と採用者数については、令和元年の試験では7名の募集で受験者19名、採用6名。令和2年は7名の募集で受験者22名、採用3名。令和3年は7名の募集で受験者20名、採用4名。令和4年は8名募集で受験者13名、採用5名。令和5年は5名募集で受験者12名、採用4名となっており、募集に対して採用者が少ない状況が続いております。

1点目の質問については、こうした募集人員と優秀な人材の確保に至っていない現状に対するご提案と受け止めております。

町の職員採用試験における採用区分は初級となります。高卒見込者を対象とした初級Aと高卒生を対象とした初級Bの区分に分けて実施しておりますが、募集や試験日程は同一で行っており、今年は7月1日を受付開始日としております。一方、国が要請している採用活動時期では、中学校・高等学校卒業予定者の求人申込みは7月1日、大学等卒業・修了予定者については3月1日としており、大きな開きがあります。

高卒見込者を除いた採用試験については実施日を早めることも可能ですが、初級Aと初級Bの区分間で比較選考ができなくなることはデメリットとなります。また、採用試験の回数が増えることで事務負担も大きくなりますので、採用試験時期の前倒しに当たっては慎重な検討が必要と思います。

一方、今年度は、人員不足が特に顕著な保健師について、10月採用を目指した社会人枠の募集を行っております。職員の確保は住民サービスを維持していく上で不可欠となりますので、

やれることから取り組んでまいります。

次に、町内者の優先的な採用を、というご質問ですが、当町では、応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行っております。応募者の中の町内者のみを優遇する基準を設けることは採用差別につながる可能性もあることから、公正な採用選考の観点から考えておりません。

しかし募集に関しては、「採用後、町内に居住する見込みのある方」という要件をつけておりますので、町内の採用者には町内居住をお願いしているところであります。

次に、「行財政改革推進会議の常設を」のご質問にお答えします。

行財政の見直しは、公共サービスの効率化や健全な財政基盤を目指す重要な取組であります。当町においては、住民サービスの向上や地域課題の解決を図るため、デジタル技術の活用に取り組んでおり、また、財源の確保や効果的な予算措置を行うことで、財政指標の改善に努めております。

このような取組を進めていくに当たって、最上位の計画が町総合発展計画となります。ご承知のとおり、総合発展計画では、基本目標として6つの柱とそれを支える1つの基盤を設定しており、基本目標を達成するための施策や目標を定めております。これらの進捗や内容については、毎年、総合戦略本部会議及び推進会議を開催し、総合発展計画に基づく総合戦略の取組、数値目標の設定と評価を報告し、委員の意見を踏まえた改善に努めております。

推進会議のメンバーは、町内団体の代表者、産業関係の代表者、学識経験者、金融機関の代表者などで構成されており、毎回、知識と経験を踏まえた意見や提案をいただいている会議となっており、行財政改革目線も併せ持った意見交換が行われる会議であります。

このほかにも、特定の事業の評価や検討については、まちづくり審議会を活用することもできるほか、機構改革検討委員会や補佐総括会議といった経常的に行っている会議の中でも、事務の見直しや効率化をテーマとして協議をしております。

また、財政や事業に関する各種ヒアリングの中では、私から直接見直しや改善を指示する機会もあることから、今の段階では行財政改革を検討することに特化した会議の常設については考えておりません。

1番 答弁、大変ありがとうございます。

再質問をいたします。

初めに、採用試験の早期実施でありますけれども、高卒見込みの方については7月からの受付開始ということでありましてけれども、大卒程度の方については3月から受付可能であるということ、舟形町でも大卒程度の受験者も多いのではないかと思います。山形県でも今年度から大卒程度採用の先行実施枠ということで、申込みを3月から受付しているという報道があります。1次試験は4月、2次試験の個別面談を5月に、そして合格発表を6月の上旬

に予定しているということがあります。これらは、試験時期を早めて優れた人材を確保する目的で導入しているということが言われております。試験結果を早く伝えれば、受験者の不安軽減、あるいは民間への流出の抑制にもなり、町内の若者の定着、回帰にもつながるのではないかと思います。これまで、12月に採用内定ではなくて、遅くてもやっぱりお盆前には採用の内定が通知されるように、試験そのものが最上管内で統一されているようでありますので、その辺を町から新庄最上の試験の委員会に提案して改善していく考えはないのか、まず伺いたいと思います。

町長 県の場合については、採用区分が様々ございまして、大卒者等については上級職員ということで、そもそも高校生を対象とした初級という採用区分になっておりません、ということもございまして、舟形町としましては、県と同じような上級職を設けるのであればそれも可能かもしれませんが、基本的には初級での採用区分で大卒者も採用しているということがありますので、先ほど答弁申し上げましたとおり、高校生の就職活動等の解禁が7月ということもありますので、その点についてやはり採用区分を変更しないと、各8市町村共々、その点については実施できないのではないかと考えます。

1番 その辺については、ちょっと機会を見て話をさせていただきたいと思います。

総務課の資料によりますと、過去8年間の町の職員の受験応募者は159名と聞いております。そのうち町内が61名、率にしますと約38%、あと町外が98名ということで61%ぐらいが町外だということになっております。また、採用については38名で、うち町内の採用が14名、率にしまして約37%、町外が24名ということで約63%ということで、毎年数名ずつ採用されているようであります。直近の5年間の採用数については、町長から答弁あったんですが、令和2年は3名というようなあれですけれども4名ではないかなと思います。あと令和5年も4名という答弁あったんですが、5名ではないかなと思いますので、ちょっと後で確認していただければと思います。

直近の5年間で24名採用されておりますが、うち町内が6名ということで、8年間と比較しますと、下がって25%ぐらいの率になっています。町外採用が18名ということで75%ぐらいが町外の方が採用されている。これは試験の結果だと言えればそれまでなんですけれども、そういうことで、町外の採用の率が高くなっているということでもあります。受験の申込自体も町内の方が少ないんですけれども、直近の5年間で86名受験申込みがあるんですが、そのうち町内の方が30名しかいないということで約35%とちょっと少ないんですが、その要因については分かりませんが、町内の申込者を増やす改善対策というかそういうものの一つとして、町の学校教育指導の重点の中に愛郷心というかそれがあるわけですが、自分の生まれた舟形町を愛する郷土愛と言いますか、そういうものを深める教育をさらに高めていくとか、そういうことも大事ではないかなと思います。それによって地元への定着、回帰、

あと町の職員の受験にもつながるのではないかと考えます。

あと、採用後舟形町に居住する見込みのある方ということで募集しているんですけども、4月現在を聞いていますと、8年間で採用は38名おりますけれども、町内に居住している方は25名ということで約66%、町外の居住者が13名ということで34%ぐらいは町外に暮らしているということであります。現在13名が町外から通勤しているようです。直近の5年では町外者18名採用されておりますけれども、うち6名が町内に居住して、12名が町外から通勤している状況のようです。ちなみに令和3年度に町外採用者3名おりましたが、3名とも現在も町外居住のようです。このように町外居住者が多く、例えば災害時など不測の事態の場合に、職員の招集とかそういうのは問題ないのかということもありますし、あと税込確保、人口減少、そういうものを考えた場合、今、町民の感情としては、町内の採用の枠を多くしてもらいたい、増やしてもらいたいという声があります。この辺については、町長はどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

町長 まず、先ほど申し上げました人数の件でございますが、採用者数の総トータルの話でいくと伊藤議員のおっしゃられるとおりの数字になるんですが、その中で専門的に採用したというところで1名ずつ、介護士とそれから土木関係の専門職ということがございまして、それを除いた一般職の数字を申し上げたところございましたので、その点についてはご理解をいただきたいと思えます。

また、今、1番議員がおっしゃられたとおり、町内居住を採用の条件にしているということではあるんですが、まず、管内の中でも舟形町だけというところもあるんですが、災害対応の関係もあって、町としては町内に住んでいただきたいということで申し上げているところです。一方で、その居住する民間アパート等がなくて、住むところがないというのが現状でございますので、今年度、堀内地区の宅地造成をしたところに民間アパートを4戸入る方、さらには来年あたり長沢地区のほうに同じような民間アパートを造っていただければ、優先的に職員の方から入っていただくようにこれから努めるという考え方であります。町内居住者を優先的にということはあるのかもしれませんが、一方で結婚してお嬢さんに行ったり、お嫁さんに行ったりして町外に出るということで、町内の居住者が必ずしもそのまま舟形町に在住するということに限られるわけではございませんので、やはり優秀な人材を町外からも受け入れる、採用するという今までの方針が大事かなと思っているところであります。ただ、私の段階でと言いますとあれなんです、答弁書にも申し上げましたが、町内採用者というふうに差別をすることについては、なかなかできないということもありますので、その点についてもご理解をいただければと思えます。

1番 結婚して町外に行かれるというのは、そこまでは別に私申し上げておりませんので。

あと試験については、教養試験と面接試験とあると思うんですが、教養試験も大事ですけれ

ども、やっぱり面接試験についても重視ということで、今も考えていると思うんですが、その辺も特に重点を置いて考えてほしいなということです。面接の試験官とかそういう方についてはどういうメンバーがされているか分かりませんが、同じ町民の声として、同じメンバーの人がずっとしていると、同じような職員の何というか、性格というかそういうような人だけが採用になってしまうのではないかなというそんな声もありますし、職員はやっぱりまちづくりに熱意を持った方、それからコミュニケーション能力の高い方がこれから職員として必要とされるのではないかなと思いますので、その辺を配慮した形で考えていくことも大事ではないかなと思いますし、あと面接官についても、外部の例もなんですが、やっぱり内部の職員というか、同じこれから仕事をしていく仲間という観点から、内部の職員も一部入った形で面接官になるのも一つの考えではないかなと思いますので、この点についてはどのように考えているでしょうか。

町長 正確に申し上げますと、教養試験のほかに適性試験というものもございます。その適性試験で、公務員として適正なのかどうかという試験の結果も出てまいります。それを受けて、さらに面接試験ということであります。面接官につきましては、役場でいうと副町長、それから総務課長が入ります。外部としましては、庄内銀行の支店長、それから大和工営の今は相談役になっている前の社長ですが、それから大蔵村の副村長が入ってやっております。そういうところで、外部の方の面接、そして一方で、中からは総務課長と副町長が入って面接をしている状況であります。今もそういう状況でやっておりますので、まずご理解をいただきたいと思いますが、最近は大原学園ということで、公務員専門学校が多くなってきておりました、最上8市町村の首長の意見でもいろんな学閥があるんですが、最近は大原学閥ということで、非常に公務員試験に特化した勉強とそれから面接もしっかり、それから作文なども非常に優秀な成績を収めるのが大原学園卒になってきているようであります、そういったところをどうやって我々としても判断していくかという課題を持ちながら、しかもやはりまちづくりの基本は職員が働くことですので、その点について優秀な職員、そして今、1番議員さんが言われるコミュニケーションの取れるということについては、非常に私どもも重要視しておりますので、そういったところについては、先ほど言いました適性試験というものの結果等もしっかりと踏まえながらやっているところがございますので、現状等をもう少しご理解いただきながら採用試験を見守っていただければと思います。

1番 町長からもあったんですが、やっぱり専門学校ですと専門に勉強してくるので、試験的には大変有利なのではないかなというそんな声もやっぱり聞きます。

あと、職員の町外の採用後の居住ですけれども、堀内地区にアパートということがあったんですが、それ以外にはどのように考えているのでしょうか。ほかのもっと増やすというか、職員用のアパートというか、その辺も。

町長 先ほど申し上げましたとおり、やっぱり住むところがないと職員から言われますので、できる限り舟形に偏ることなく、堀内とか長沢とかにアパートを建てていただくように業者をお願いをして、それに住みながら地域に根差した職員をそれぞれの地域に住まわせるように努力をしてまいりたいと思います。

1番 次に、行政改革関係ですけれども、町長の答弁では、舟形町は総合戦略本部会議及び推進会議を毎年開催して、行財政改革目線も併せ持った意見交換を行っているという答弁があったんですが、今の段階では、行財政改革に特化した会議の常設については考えていないということですが、その会議というのは年何回、1回ですか、ではないかと思うんですが、実際、行財政改革に特化した深掘りというか、そういう面で総合戦略本部会議は全体的を網羅した町のいろんな事業等のあれで、やはり特化したものではないと思うので、その辺については、やはり有識者を入れた形での新たな町の指針会議が必要だと思しますので、その辺、もう一度お願いしたいと思います。

町長 町の総合発展計画の短期アクションプラン、それから総合戦略計画と一緒にしておりますけれども、そこにやはり目標値KPIという指標を出しております。そういったところの中で、外部の会議から1年間施行して、このKPIがしっかりと達成されたかどうかという会議については年1回であります。また推進会議等については、各課長方、私を中心として本部会議が開かれますので、それは年1回なり2回なり会議があります。

伊藤議員が多分職員時代に、三位一体の改革とか、特に行財政改革という言葉が多く出てきたのでそのような形に言われるのかと思いますが、基本的には、その当時私は財政の係長なり財政班長という立場にいましたので、その気持ち等については今も変わりませんし、行財政改革会議等なるものについては、まちづくり審議会等に移管しているところもございます。なかなかご理解いただけないかもしれませんが、その当時言われた経常収支比率というものが先日も新聞に出ておりましたけれども、現在、財政的に指標として重要視されているのは、経常収支比率が昔でいうと80%以上だと起債の要注意とか、85%を超えると起債の制限がかかるとかいろいろあったんですが、今はそういったところもなく、経常収支比率よりも実質公債費比率であったり将来負担比率が重要視されてきている指標となっております。したがって、舟形町については、実質公債費比率は県内でもトップであったんですが、今3番目か4番目ぐらいに下がってきておりますが、借金は多いものの、現在、将来負担比率につきましてはゼロということで、借金については基本的に交付税で戻ってくるもの、もしくは町で今蓄えております基金で、将来の子供たちのために使うことができるということでありますので、借金を子供たちに背負わせるということがない状況でありますので、今のところ財政的には健全な状況だと思っております。その点については監査委員からもご指摘を受けているところがございますので、少し時代を先延ばしといいますか先送りしていただ

いて、昔の感覚というものから少し離れていただいて、現在の状況等を見ていただければと思っていますところでございます。

1番 何か時代が変わったと言われたようなんですが、山形県では行政支出点検・行政改革推進委員会が常設されているわけです。それで報道によりますと、2023年度の事務事業の見直し改善によって、経費が30億5,200万円、事務量は6万4,394時間の削減効果があったということで報道されております。やはり各事業を精査して、事務事業を常にスクラップ・アンド・ビルドということで見直しが必要であり、山形県はもとより新庄市でも常設されているわけでありますので、その辺を再度考えてほしいなと思いますし、あと山形県の場合は、委員についても学識経験者とそれから公募の委員ということで、公募の委員は1名、報道によりますと公募は1名ですけれども、そして全体で学識経験者、産業経済関係者8名で構成ということで、県の行財政に関心のある方を公募しているということでありますので、町でもそういうふうに関心のある方はいると思いますので、やはりそういう方を含めた形でいろんな評価なり助言を今後考えていくべきではないかと思えますし、それらの意見が予算編成なり、いろんな町の事業に反映されるというシステムも県では取っていることもありますので、町でもその辺もこれからひとつ考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長 県の事務事業を減らすのは、市町村に対する補助等の細かいところをどんどん削っているというところでございますので、削減効果はすぐ出ると思います。一方で、舟形町等についてそういった事務事業を見直すということについては、なかなか町民と一对一のことであります。一例を申し上げますと、福祉タクシーがございまして。デマンドタクシーがあります。高齢者のタクシー券補助もございまして。デマンドタクシーができたときに、それを廃止しようかというところがあるんですが、やはりそれぞれに活用されている方がいるので、それを一概に一つの事業にまとめるということは、これはできないだろうと。町民サービスを低下させることにつながる見直しなどはできないんだろーと思えますので、その中でも、我々職員は機構改革、現代に合ったような形の、例えばこども家庭庁が国でできるとその政策が来ます。そうすると、係の配置とかそういった諸々等について柔軟に対応していくという状況であります。

先ほどから申し上げます昔の三位一体の改革で、無駄なものは省くという考え方よりは、しっかりと収入を図って、しっかりと町民の行政サービスを展開できれば、それはそれで十分なんだろうと私は思っております。新庄市の例とか県の例を出されておりますが、それぞれのやはり行政とか財政の状況が一概に同じということではないと思えますので、私としましては、現在、今行われているまちづくり審議会であつたり総合戦略会議、まして議会からも審査していただいている状況でありまして、そんなに無駄遣いをしているような、そういうことはないと思えますので、改めて行財政改革ということで、行財政に特化したよ

うな委員会をつくるということが、今本当にいいのだろうかと思っております。やはり、町の総合発展計画の目指す将来像をしっかりと実現できるように、我々としては考えていかなければいけないのではないかと思いますので、律するところはしっかり律しながらも、我々として子供たちに夢を与えられるような、そういう政策とそれからやはり町民に温かい行政サービスを展開できるように努力をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

1番 確かに限られた財源の中での住民サービスということで、住民サービスを低下させるというようなことではないので、その辺を理解していただきたいと思います。

時間になりましたので、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、7番奥山謙三議員。

7番 おはようございます。

それでは通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。

(1) 副町長選任は、と題して行いたいと思います。

森町長2期8年間の副町長は、県職員4名の派遣により就任してきました。このことに対する私見は、県とのパイプ役はもとより、職員教育の充実により職員の資質の向上、縦割り重視の組織体制を横軸体制の構築により、組織としての強化につながったと感じています。副町長不在は、町長の職務にも影響があると想定されるので、早期の選任が必要と思うが、町長の考えは。

(2) いじめの問題の現状と対策は

全国の小中学校と特別支援学校で2022年度に認定されたいじめの件数が、前年度から1割増の68万1,948件に上り、過去最多となったことが文科省より報告されました。不登校の小中学生は最多の29万9,048人に上り、30万人に迫っています。

山形県内では、全体の件数は1万2,393件で前年度より1,099件減少していますが、児童・生徒1,000人当たりのいじめの認知件数が118.4件となり、3年連続で全国最多となっています。30日以上欠席した小中学校の児童・生徒数は昨年度2,073人で、前年度より519人増えています。当町の実態について、少なからずいじめはあると感じています。教育委員会で把握している現状と対策について、教育長に質問します。

町長 それでは、7番奥山謙三議員の「副町長選任は」についてのご質問にお答えいたします。

私が町長に就任して以来、副町長につきましては、山形県のご厚意により8年間にわたって4名の県職員から就任していただいております。今年度についても、引き続き県にお願いしていたところですが調整がつかず、また今後についても難しいとの回答があり、現在副町長が不在の状況となっております。これまで副町長が行っていた業務については、今のところ特別職と幹部職員で補っておりますが、副町長という立場でしか担えない役割もございま

すので、そこは私に対応するしかない状況であります。

私としましても、迅速で適切な行政運営を行っていくためにも早期の選任が必要という考えは議員と同じでありますので、できる限り早く適任者を探そう努力してまいりたいと思います。

教育長 「いじめ問題の現状と対策は」についてのご質問は、教育長にということですのでお答えいたします。

質問でございます、いじめや不登校の数値は、令和5年10月5日に山形県教育局が公表した数値となっております。この調査は、教育現場における生徒指導の一層の充実を図ることを目的とし、毎年度調査を行っているものであります。

奥山議員ご指摘のとおり、山形県内の令和4年度の児童・生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は118.4件で、3年連続で全国最多となっております。

ただし、この認知をめぐる現状は、都道府県により解釈にばらつきがあることも指摘されております。山形県教育局は件数が高い要因については、コロナ禍で学校が児童・生徒の心のケアなどの丁寧な対応を心がけたことで、いじめを訴えやすい環境になっていることが認知件数の高い要因になっていると分析されているようであります。このことは、いじめ見逃しを限りなくゼロにし、いじめの早期発見により問題の芽が小さいうちに解消していくことを目指している大きなポイントだと思っております。

ちなみに、5月28日の山形新聞報道で令和5年度の県全体のいじめ認知状況が記事となっております。小学校は9,388件で前年度比5.4%の減、中学校は2,196件で前年度比6.9%増という状況のようであります。

こうした背景の中で、町教育委員会として把握している現状については、毎年度6月と11月に児童・生徒及び保護者を対象にいじめ発見調査アンケートを実施しており、直近の認知件数については、令和5年度、小学校で21件、中学校で6件ございましたが、3月末現在には小学校は全て解消されており、中学校は6件中4件が解消され、2件が現在も継続指導中となっております。いずれも重大事態に至るいじめはございません。

また、不登校については、平成30年度以降、小学校は1人もおりません。しかし中学校は平均3人程度で推移しております。今年度2か月しか経過してございませんので、不登校の対象となる30日以上欠席の生徒は、今のところはございません。また、いじめを理由とした不登校は、現在まで1件もございません。

以上が、町教育委員会として把握している現状でございます。

次に、いじめ対策についてお答えいたします。

平成25年に国のいじめ防止対策推進法が制定され、それに基づき、町では平成27年度に「舟形町いじめ防止対策の推進に関する条例」を制定するとともに、舟形町いじめ防止基本方針

を策定し、条例に基づき、児童相談所、人権擁護委員、県警、教職員などを含む方々を町教育委員会が任命して、「舟形町いじめ防止対策連絡協議会」を設置しております。年2回会議を開催し、関係機関との連携の確認といじめ防止等の対策を推進するための協議や情報交換を行っております。

また、学校での対策としましては、児童・生徒及び保護者アンケートを基に担任の先生が面談を行い、内容を確認把握し、関係する児童・生徒同士が話し合う場面を設けたり、必要に応じて保護者に確認を取るなど、早期に対応することとしております。

さらに、アンケートだけではなく、町ではスクールカウンセラーを県からの派遣を含め4名配置しており、「本人からの訴え」や「本人を除く児童・生徒からの情報」などが増えるような関係づくりをしながら、いじめを見逃さない意識を高めていくよう、教職員のみならず関係機関と連携し、児童・生徒に寄り添った体制づくりに努め、取り組んでいるところでございます。

7番 それでは、副町長選任について、まず質問をしていきたいと思っております。

まず、町長にお聞きしたいのが、これまで4人の県職員が副町長に就任していただきました。この4人の方々のしていただいた評価と伺いますか、町長の感想も含めてお聞きしたいと思います。

町長 就任してすぐの議会の中では、置かないで一人で頑張ったらいいのではないかというようなお話もございましたが、私としてはやはり力不足の面もございますし、県としての、まず事務能力を持った方が来ていただいて、舟形町役場として戦える組織に変わっていくことが重要ななというふうには、私も職員であったがためにそう思ったところでありました。そういったこともあって、県からお願いをしたというところであるんですが、さらには、やはり私は行政の経験はあるものの政治的なつながりがないということもございまして、もう一方では県とのつながり、パイプ役として大きく担っていただいたなと思っております。いずれ4名の方についても大変優秀な方を派遣していただきました。県に戻っても重要なポストに現在就いておられるということがありますし、また、そういった中で舟形町に関係するというところでございまして、県庁舟形会というものも結成していただいて、年1回、去年は1回だったんですが、4名の方プラス町のほうからも行って懇親を深めたということがございます。やはりそういうつながりを持つことが舟形町にとっては非常に大きなウエートを占めるのではないかと思います。

今後ともそういった形の中で、ぜひと思ったところではあるんですが、2人目の庄司副町長からは就任したときに言われたのは、私で最後だと思いますと、2人までしか通常は出さないということでもありますということであったんですが、3人目菅原さんまでいただいて、さらに4人目の鏡さんまでいただいたということについては、非常に異例だということである

ようです。そういったところもあってのことだと思いますが、なお、副知事にはお願いをしておったんですが、やはり県職員としての50歳とか51歳ぐらいの主幹クラスの方がおいでになるんですが、そこの人材が不足しているということと私の例を倣って、管内でも真室川町、それから金山町、そのほかにも大石田町が今年手を挙げたということがありまして、人材が不足しているということがありまして、残念ながら舟形町には遠慮していただきたいということがあって選定できない状況であります。その4人の成果については、私が述べるまでもなく奥山議員がおっしゃられるとおり、本当にすばらしい成果を残していただいたと思っております。

7番 私も議員という立場の中で、これまでの行政にはなかった職員教育とか、あと横軸の強化、この辺は本当に成果があったなと実感をしているところでもあります。そういった中で、特に最近気になっているのが、町報に各課の紹介の欄にいらっしゃいませという言葉を使っているわけです。この言葉を使うということは、民間的なサービスの意識を高めるという目的が入っているのかなという感じを私は受けています。町民サービスという言葉にあるとおり、このおもてなしと言いますか、町民に対するこの対応についても、職員一人一人から考えてもらいたいという町長の思いなのかなと感じているところではありますが、まず選任の前に、今回、そのいらっしゃいませという言葉を使ったところの町長の思いをちょっとお聞きしたいと思えます。

町長 広報のいらっしゃいませについては、私が言うまでもなく、まちづくり課の担当のもの、それからまちづくり課自体がそういう姿勢が変わって、自然と出てきているということだと思います。したがって、今、奥山議員が言われるとおり、舟形町としましては、町民さらには町民以外の方でも舟形町に来ていただければいらっしゃいませという気持ちが一つあるということ、やはり町の行政に努めるものとしては、町民に対するそういった奉仕という精神がなければ、それは成り立たないものだろうと思っておりますので、そういったことが先ほどおっしゃられた4人の副町長をいただいたことでも、一人一人がよく考えて行動していただいて、私が1から10まで言わなくても、先ほど申し上げましたいらっしゃいませという言葉に表れるように、どんどん職員のほうからそういったことが出てきている状況でございます。

7番 その結果がふるさと納税の増額につながっているのかなと感じているところでもあります。

基本的に、森町長にとっては現在、課長たちが非常に若い方々が多いという中で、行動力も十分に発揮できるという感じを受けておりますが、これまで副町長が担っていた職員教育とかそういったところについては、今、どのような対応を行っているのか、お聞きしたいと思います。

町長 私がまずお話しするところと、それから副町長が事務的なところで今まで説明をしていた

りしておったものがあつたんですが、そこは昨年までの総務課長でありました会計管理者が担って、新規採用職員の教育というものについてやっていただいているようであります。そういうところではあるんですが、やはり県でのキャリアを積んだ方と、我々はそれを学んでまた人に教えるというところがあつて、一味ちょっと違うかもしれませんが、その精神的なものとか大切なものについての教え方については、恐らく引き継がれてあるものだろうと思つてるところです。

7番 ぜひともこのことについては、継続してやっていただきたいなと思つます。あとはこの副町長不在の状態が長く続くというのが、森町長にとつても、いろいろなフットワークがよい町長でありますので、不在になるときに、町長もいない、副町長もいないという状況は非常にまずいと思つますが、早期の就任ということについてはどのように考へているのか。

町長 今までですと、私が外に出るときは副町長がうちを守つていただけるところで、うまい具合に私も活動できる場所が多くあつたので非常にありがたかつたんですが、その分、いない分について、私が出るときは教育長にお願いをする、会計管理者にお願いをする、総務課長にお願いするというので、その3人でまず副町長の分を担つていただきたいということで、今、回しているところがございます。

後任の副町長につきましては、正直なところ、私も早く選任をしたいなと思つているところでございますが、なかなか適任ということについては、公務員の定年制とかちょっと延びたりいろいろしている関係等もございまして、今のところ適任者を選任できない状況でございますが、できる限り私も本当に早く副町長を置きたいと思つておりますので、適任者を選任できるように頑張つてまいりたいと思つます。

7番 私からの提案も含めてですけれども、先ほどいらっしゃいませというようなところの民間的な考へ方の徹底、この辺を考へていくと、これまでは行政経験者4人の方々が副町長に就任をしていただいた経過がありました。今回は民間人からの登用ということも考へてはいいんじゃないかなと私個人的には考へますが、この点について、町長はどのように考へているのかお聞きしたいと思つます。

町長 確かに、世田谷区にお伺いするところがあつて、世田谷区の区長がいて、副区長が2人いらっしゃるんですが、1人は行政の上がりの方で、もう1人がサイボウズというパソコン関係の方、民間から入つています。2人いるとそういう形で民間からもできるんでしょうけれども、1人の場合、なかなか民間から来てとまどうことが多く、行政のシステムまでというところは難しいかなと思つます。行政の仕事からでない駄目だということではないと思つますので、民間の方も含めて幅広に適任者を選任しながら、一刻も早く選任をしていきたいと思つます。

7番 選任についての最後の質問になろうかと思つますが、一刻も早くという町長の答弁であり

ますが、具体的にいつ頃まで選任できるのかをお聞きしたいと思います。

町長 私の体がつうちに何とかと思っています。やはり、副町長のところでの相談という、職員の相談というところがスルーされて、私のところに全て来るという状況でありまして、通常であれば6時半ぐらいまで打合せとかそういうレクチャーとかというところが、職員にも迷惑をかけている状況でもありますし、なかなか体力的なところで厳しい面もございますので、できれば早めに選任してと思っているところです。まだいつ頃ということはないんですが、適任者が見つかり次第、早急に提案をさせていただければと思います。

7番 ぜひ、我々も納得できる優秀な方を選任していただきたいと思います。

次に、いじめ問題について再質問をさせていただきたいと思います。

教育長の答弁の中に、令和5年度の27件のいじめがあったとありましたが、その対応等もし公開できるのであれば教えていただきたいと思います。

教育長 先ほど申し上げましたとおり、当事者同士の話し合いとか、あとは保護者も含めてというところで、呼んで解決に至っている部分と、中学校についてはまだ2件指導中となっています。学校では、やはり相手のお気持ちをきちんと酌んでと言いますか、相手の心情を実感できるような働きかけを大事にして対応していただきたいというところで解決に至っている状況でございます。

7番 私の質問がちょっと悪かったのかなと思いますが、27件、冷やかしか軽くぶつかられたとか仲間外れとかという形態が多いようではありますが、このいじめの内容について把握しているのであれば教えていただきたいという質問だったんです。

教育長 具体的な内容ということで、先ほど6月と11月にアンケート調査で浮かび上がってきた部分ですが、いじめの対応というところで、おおよそ8つぐらいに分類されておりまして、1つが冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われるというところが一番多い部分であります。

7番 県の教育委員会では、ロールプレー、役割、意義を取り入れた道徳の授業というところが奏功したという記事が載っておりましたが、県教委で出している道徳の授業、この辺については町でも対応しているのかお聞きしたいと思います。

教育長 町では、ヴィーナスプランの中でも命の教育というところで、各学校で先生方が子供たちに道徳教育の中で命の大切さを教えているという状況でございます。

7番 基本的にはいじめはなくなりたいと思います。ただ、減らすためにはということで、学校、児童・生徒、保護者の協力が一番大切、これは当然であります。そのほかに地域がどのように関わっていければいいのか、もし教育委員会で考えていることがあればお聞きしたいと思います。

教育長 町では、いじめ防止基本方針を策定してございます。その中で、保護者の役割、教職員

の役割、それから行政の役割があるんですが、保護者の役割ということと町民の役割ということも設定して、町の大人でいじめを防止していくというそういう体制を取っています。ちなみに保護者の責務というところで、第一義的に責任を有していて、子供に規範意識を養う、それから適切にいじめから保護をするということとか、あとは町民の役割としましては、地域ぐるみの児童・生徒を見守って健やかに成長、明るい環境づくりに努める、それから学校、関係機関が速やかに通報できるような環境をつくるという内容で取り組んでおります。

7番 いじめの根絶というのは非常に難しいと思いますが、やはり小さいうちに発見することが重要と考えております。

最後の質問になるかと思いますが、教育長のいじめ問題に対する決意をお聞かせください。

教育長 いじめについては、管内でこの間ちょっと会議の中ででしたが、いじめゼロの小学校は1校だけでした。いじめゼロの中学校はゼロでありました。ですので、ほとんどのところでいじめが確認されているというところだと思います。いや、これはやっぱり一般に大人社会でもというところで考えていかなければならないということもあるんですが、やはり学校は社会の模擬社会かなと思っています。そんな中で、先ほど申し上げましたように、相手の心情を実感できるような丁寧な、先生方の子供との関わりをやっていかなければいけないと思うし、そのことでやはりいじめは絶対駄目だというところを子供たちに植え付けていく。町の学校の教育目標についても、共に生きる力を持った子供の育成となっていますので、ぜひそういったところを踏まえて、いじめは絶対に駄目だと学校と連携しながら、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

7番 大変ありがとうございました。

やはりいじめにつきましては、学校、教育委員会だけでなく、町全体として関わっていくということが大事なのかなと思いますので、引き続き子供たちのため、よろしく願いをしながら、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時37分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。3番荒澤広光議員。

3番 それでは、さきの通告書のとおり、2点の一般質問を行います。

1点目は、さきの3月定例会でがん検診受診率、特に女性特有のがん検診受診率を向上させる取組について質問を行いました。今回は、がんの発症リスクを下げる取組について質問

を行います。

まず、1点目ですけれども、子宮頸がん予防接種の現状・拡大を

舟形町では、総合戦略短期アクションプラン、福祉健康目標、「いつまでも元気で笑顔が溢れるまち」、「健康寿命の延伸」を基本施策として、「がん予防対策の推進」を具体的な政策の一つとして取り組んでおります。

子宮頸がん、咽頭がん、肛門がん等がんの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）感染を防ぐHPVワクチン（子宮頸がん予防）接種が有効とされていました。

しかし、全国的にHPVワクチン接種は、平成25年6月から積極的な勧奨を一時控えていましたが、令和4年度より積極的な接種の勧奨を再開し、3種類のワクチン定期接種が公費負担で可能になったようです。

当町においても、小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女性を対象に、HPVワクチン接種を無料で行っていると思いますが、平成25年以前、令和4年以降の接種はどのように変化しているのか、お聞きいたします。

平成25年6月以降令和3年度までの期間で、接種の機会を逃した方（キャッチアップ接種対象者）への対応はどのように行っているのか、お聞きいたします。

また、女性は自分の身を守るため、HPVワクチン接種を行っていますが、HPVワクチンは男性の病気への効果があると言われております。

男女問わずHPVワクチン接種を行い、感染を防ぐことで、将来のパートナーの健康と命を守ることに繋がるものと思います。

女性と同様に、小学6年生から高校1年生に相当する年齢の男性へのHPVワクチン公費接種を検討する必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目になります。

水路・水利組合の現状と課題は

舟形町の基幹産業である農業、特に稲作に関しては、様々な問題、解決しなければならない課題が山積していると実感しております。

舟形町短期アクションプラン、【儲かる農業の推進】、展開方針として、「地域の特性に応じたほ場・農道・用排水路施設など土地基盤の整備を効率的・計画的に推進し、農業用施設の近代化を進めます」とあります。

近年の局地的豪雨等による農地・用水路等の災害復旧、農業用揚水ポンプ電気料金高騰対策補助等迅速に対応していただき、農家の方々は大変感謝をしているものと思います。

稲作農家の生命線である用水路の維持・管理については、自助・共助の精神で、各水路組合・水利組合員等が対応を行っているのが現状だと思います。稲作農家戸数の減少、規模拡大に伴う農家戸数の減少などで今後の用水路の維持管理をどのようにしていくか、各組合で

抱えている問題は多くあると思います。各組合間の抱えている問題、課題を共有し、特に基盤整備の進んでいない地域の特性に応じ、従来から活用している用水路をどのようにして維持・管理を継続することができるのか、ソフト面でも町としてフォローしていただき、各組合が永続的に活動できるように、問題、課題を共有していく必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番荒澤広光議員の「子宮頸がん予防接種の現状・拡大を」のご質問にお答えします。

子宮頸がん予防接種は、当町では、平成23年7月から接種を開始しています。平成23年度の接種率は、中学1年生から高校1年生までの対象者91人に対して77人が接種し84.6%、平成24年度は、対象者29人に対し7人が接種し24.1%、25年度は、対象者24人に対し2人接種し8.3%の接種率となっております。副反応が話題となってきたため下がる傾向でありました。中断を経て、令和3年10月から再度開始され、令和3年度は、対象者89人に対し12人が接種し13.5%、令和4年度は、対象者67人に対し5人が接種し7.5%、令和5年度は、対象者60人に対し10人が接種し16.7%の接種率となっております。公費による無料接種期間が5年間と長いため、接種開始時期は個々で違いますが、毎年度対象者に通知して、期間内の接種を進めております。

次に、キャッチアップ接種対象者に対する対応については、対象者に通知し、令和4年度から接種を始めているところでありますが、令和6年度いっぱいキャッチアップ対象者が無料で受けられる最後の年になります。具体的には、平成9年4月2日から平成20年4月1日まで生まれた方が対象ですので、今年度中の接種が終わるように周知をまいります。

男性へのHPVワクチンの公費接種の検討については、荒澤議員が言われるように、女性の子宮頸がんの予防だけではなく、男性の肛門がんなどの予防にもなるとされていますので、管内市町村の動向も踏まえ、女性同様の公費接種に向け、国や県に財政支援を要望しながら検討をまいります。

また、併せて20歳以上の女性に対しては、引き続きワンコインがん検診の対象である子宮頸がん検診を2年に1回受診し、病気の早期発見、早期治療に役立てていただくよう周知をまいります。

次に、「水路・水利組合の現状と課題は」のご質問にお答えします。

初めに、当町の農家戸数の減少についてであります。農林業センサスによりますと、販売農家数については、2015年の調査結果では430戸でありましたが、2020年では345戸となり85戸の減、率にして19.8%の減と大きく減少しております。また、2020年の農林業センサスでは、基幹的農業者は390人ですが、そのうち65歳以上は270人と69.2%を占め、高齢化が進んでいることが分かります。これらにより、水路のみならず、農道などの農業用施設を

管理するマンパワーの減少が顕著であり、適正な管理が徐々に困難になっていくことが懸念されます。

当町では、令和5年度時点で多面的機能支払交付金事業が18地区、737ヘクタールにおいて実施されており、総額で2,802万8,000円の交付金を交付しております。同事業の目的は、農業・農村において、県土の保全や水源の涵養などの多面的機能を発揮させることであります。地域の共同活動によって、これからも農地や水路が維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されるよう、地域ぐるみの活動に対して支援をする事業であります。

つまり、農業者の減少による労働力不足を地域ぐるみでカバーし、農業と農村を維持することを目的としております。

また、同種の事業に中山間地域等直接支払交付金事業がありまして、当町では27地区366ヘクタールで実施されており、総額で4,942万8,000円の交付金を交付しているところであります。

さて、ご質問にありました農家戸数が減少する中での今後の水路の維持管理方法についてではありますが、やはり労働力の確保が最大の課題であります。各地区においてやり方は様々であると思いますが、それぞれ工夫しながら実施しているのが現状だと思います。

また、さきに述べました2つの事業を実施している地区については、水路の維持管理作業に係る日当の支払いが可能であります。地域保全会や集落協定の構成員が減少し、作業時に労働力が不足する場合もあるかと思えます。その際は、非農家の方や地区外の方などをアルバイトとして雇い入れて作業を実施することが可能となっています。ただし、水路の泥上げなどは、基本的には構成員の方が実施することとなっておりますので、不足する労働力を外部雇用で補う形で実施していただきたいと思えます。

このほか、水路の補修、更新などについては、多面的機能支払交付金事業には「長寿命化のための活動」というメニューがあり、業者委託も可能になっております。中山間地域等直接支払交付金では、通常の交付額の中で補修及び更新を実施できるルールになっております。

次に、水利組合などが問題や課題を共有していくことについては、これから地域計画のアンケート調査や話し合いが行われますが、水路などの維持管理を中心とした議論にはなりにくいと考えております。そのため、水利組合などの皆さんが何らかの形で情報交換などを行って、課題などを共有できる場が設定できればと思えますので、検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、山形県多面的機能支払推進協議会が毎年開催している多面的機能支払交付金の技術研修会の中で、水路をはじめとした農業用施設の維持管理などに関する事例発表が行われております。同事業を実施されている地区は、ぜひご参加いただき、維持管理に関するアイデアや情報等を入手し、施設の管理に役立てていただきたいと考えております。

3番 丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

ここでちょっと何点か確認をさせていただきたいと思います。

今ほどの答弁の中で、まず最初に、子宮頸がん予防接種の現状と拡大をについてですけれども、答弁書の中で、HPVワクチン対象者は中学1年生から高校1年生相当という答弁がありました。再開された令和3年度以降、現在は小学6年生から高校1年生相当という年齢になっているかと思えますけれども、こちらのほうはもう一度確認したいと思います。中学1年生なのか小学6年生なのか、この1点、お願いしたいと思います。

町長 その点については、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 今現在、令和3年度以降の対象者については、小学校6年生から高校1年生までの5年間となっております。

3番 分かりました。

次に、今ほどの答弁書の中でもあったんですけれども、国では平成25年6月から積極的な接種の勧奨を控えていた経過があり、また主な副反応として約50%の方が腫れ、赤み、頭痛などが副反応として現れているようです。また、1%から10%の方がかゆみや発熱、下痢、疲労感等々の副反応が現れているようです。このような副反応が影響という報道等があり、接種率が低下して一時中断という経過があったようです。再開された令和3年度以降ですけれども、接種率が13.5%、7.5%、16.7%という数字で、低位で推移しているのかなと思えますけれども、これはやはり小学6年生から高校1年生ということで5年間の長い期間があるので、この数字は徐々にですけれども上がっていくものと思われそうですが、舟形町はこういう数字で今、推移しているようですけれども、ちなみに山形県とか他の市町村の接種率の情報を持っていれば教えていただければと思います。

町長 その点につきましても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 私の持っている数字を申し上げますと、4年度の接種率について、全国平均にしますと6.1%でございます。都道府県別で最も高い島根県が10.8%、最も低い沖縄が2.1%という状況のようです。ちょっと山形県については、載っている資料についてございませんのでお答えはできません。

以上でございます。

3番 これもちょっと確認しますけれども、全国で6.1%の接種率というのは、現在の小学6年生から高校1年生を対象にした定期接種の数字でよろしいでしょうか。もう一度確認したいと思います。

町長 その点についても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 今、申し上げたのが、すみません、キャッチアップのほうです。

3番 今の全国で6.1%というのは前回の定期接種を逃した方のキャッチアップ接種の実績の数

字だと思いますけれども、定期接種に関しては、今、分かっていませんでしょうか。

町長 その点につきましても、健康福祉課長より答弁をさせていただきます。

健康福祉課長 定期接種については、今のところちょっと資料を持ち合わせてございません。

3番 分かりました。いずれにしても舟形町に関しては、直近では16.7%という接種率という数字を確認することができました。

次に、小学6年生から高校1年生までの定期接種に関してですけれども、それぞれの対象者への接種の案内あるいは周知の方法ですけれども、今現在ホームページで行われていく、町でもホームページを使って周知を行っているのもありますけれども、そのほかの周知の方法ですけれども、教えていただければと思います。

町長 その点についても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 ホームページのほかにも対象者個人、当然抽出できますので、その方に対して直接通知申し上げているところでございます。

3番 例えばですけれども、小学6年生で初めて対象になった方に、本人に通知が行くと思いますが、うちの子はまだいいやということで、5年間無料で受けられる期間があるんですけれども、今回はまだ受けないといった方に関しましては、次の年また同じような案内を行うのかどうか、お聞きしたいと思います。

町長 その点についても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 対象になった方、小学校6年生にまず通知を差し上げて、最後の年、高校3年生で未接種の方について、今年度で終わりということで、今年の夏ぐらいいまで受けるようにという通知をしているところでございます。

3番 分かりました。

本人に直接、町のほうから案内が行くという内容は分かりました。そのほかの学校とか中学校、あるいは小学校はちょっと該当になるのかどうか分かりませんが、HPVワクチンについての勉強会、あるいは外部からの出張授業みたいな感じで、子供たちへのHPVワクチンに関しての勉強、授業が行われているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

町長 今ちょっと確認がまだ取れていないんですが、教育委員会としても確認ができていないというところでありますので、恐らく小学校並びに中学校の授業等でHPVワクチンについてのそういった勉強会等はなされていないと思っております。

3番 今のところ、まだ確認は行われていないようなんですけれども、ぜひこういうふうなワクチン接種を対象者に案内するわけでしょうけれども、打つ本人、子供たちですけれども、この子供たちにも、ぜひこのHPVワクチンを打つとどのようになるのか、何の目的で打つのかもぜひ教えていただく機会を設けていただきたいと思いますけれども、その辺ちょっと考え方を教えていただければと思います。

町長 今、子宮頸がんの問題については、やはり国的なレベルでのワクチン接種ということになっておりますので、1人でも多くワクチン接種をしていただくためにも中学校、小学校とちよつと連携をして、そういった理解を深めて、ぜひ受診率の上がるように健康福祉課、教育委員会と連携してそういったことができるように、まずは調整してみたいと思います。

3番 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、平成9年から平成20年までワクチン接種が一時行われなかつた時期があつたわけですが、今現在、再開されております。この期間で接種を逃した方が今現在27歳から16歳の方が対象になっているかと思ひます。これが先ほどのキャッチアップ接種対象者ということになるかと思ひますけれども、このキャッチアップ接種対象者の方への案内、これも先ほどと同じように、個人の方へ案内が行くのかどうか、教えていただければと思ひます。

町長 その点については、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思ひます。

健康福祉課長 キャッチアップ対象者の未接種については、国でも強く勧めておるところでございます。先週、担当者会議が全国的に行われておりまして、その中での話によりますと、全員に各市町村からはがき通知による広報周知をするようにという指導がございましたので、それも行いつつ、なお、ホームページ等での周知も努めていきたいと思っております。

3番 キャッチアップ対象者27歳から16歳までの対象の方ということで、今現在、社会に出て、お仕事とか学生になっている方もいるかと思ひます。町外から離れた方に関しましては、今現在の住んでいる自治体から案内が行くのかどうか、その辺も1点教えていただければと思ひます。

町長 その点についても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思ひます。

健康福祉課長 これについては全国的な取組でございますので、全国の市町村で行われると考えております。

3番 このキャッチアップ接種ですけれども、今年度末、3月末で無料での接種が終わってしまうという期間があるわけですが、このワクチンに関しましては、1回目の接種から3回接種をする必要があるようです。1回目の接種が終わってから3回目まで6か月間かかるという接種期間のようですので、無料でキャッチアップを受けたい方は、今年の9月に1回目を行わないと、来年の3月末までのチャンスを逃してしまうという期間ぎりぎりの今、時期だと思っております。この方々に関しましては、町内に在住している方に関しましては周知されているのか、教えていただければと思ひます。ちなみに3回接種で自己負担でした場合、10万円ほど発生するという情報もありますので、希望者にはできるだけ費用負担のないようにやっていただければと思ひますので、その辺1点確認をお願いしたいと思ひます。

町長 その点につきましても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思ひます。

健康福祉課長 令和4年度からうちの町でもキャッチアップ対象者に通知しております。

その通知の仕方については、市町村まちまちであるかなと思っておりますが、うちの町では毎年行っておるところでした。さらに、今年度が終了ということで、先ほど荒澤議員がおっしゃるとおり、9月までに接種を始めないと今年度中に終わらないという内容も含めて、対象者全員に近々通知をさらに差し上げる予定でございます。

3番 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

今回、私が提案した男性へのHPVワクチン接種ですけれども、男性自身の咽頭がん、肛門がんあるいは男性特有のがんへの予防効果があるようですが、女性が一生懸命、対象として打っているんですけれども、男性が打たないでそのまま大人になって、男性から女性へ感染するというおそれがありますので、ぜひ本町の舟形クリニックの武藤先生が泌尿器科ということで、担当といたしますかその辺詳しいと思いますので、ぜひ、今年度スタートした帯状疱疹ワクチン接種、それと同様な考えですけれども、武藤先生の見解を聞いていただいて、県内自治体で何件か男性への公費負担という自治体があるようですけれども、舟形町でも、ぜひ前向きに検討を考えていただきたいと思いますけれども、改めて、その考え方を確認したいと思います。

町長 私の知るところでは、南陽市の白岩市長がこの問題について非常に一生懸命で、多分今年度から南陽市が公費負担をしているかと思いますが、町としましても、先ほど荒澤議員から言われました武藤先生からのご意見もいただきながら、来年度からそういった制度ができるかどうか検討してまいりたいと思います。

3番 ぜひ、ワクチン接種プラスがん検診のワンコイン受診、併せて健康で長生きできる舟形町というところに持って行っていただければと思います。

1点目の子宮頸がんワクチン接種についての質問をこれで終わりますけれども、2点目の水利組合、水路組合の現状について、何点か確認したいと思います。

まず、多面的機能支払交付金、あるいは中山間地の支払いということで、大変大きな金額の補助を受けて地域に還元がなされているものと思っております。この事業に関しましては、私の住んでいる地区でも行われておりますので、多くの地区民に浸透がしている事業だと思いますけれども、この事業は、これから来年度あるいは再来年度ですけれども、どういうふうな動きを行うのか確認をしたいと思います。

町長 この問題については、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金についての今後のスケジュールというか予定であります。今年度、両方の事業が最終年という形になっております。本来、多面的なほうは1年早く進んでおったのですが、同じように1年延長しまして、多面は今年6年目、中山間は5年目ということで最終年となってございます。したがって、年明け頃から次の5年間の計画を立てる作業に入ってくると思われませんが、まだその辺詳しく

くは未定でございまして、多面でいうと第3期、中山間でいうと第6期の計画策定の作業に入っていくというふうになっております。

3番 次に水路組合、水利組合ですけれども、私も地区1ある水路の組合を預かっております。私の水路組合の現状を見てみますと、平成10年当時、組合員が110名おりました。昨年度、令和5年度に関しましては82名の組合員となっておって、15年間で27戸24.8%組合員が減少しているのが現状です。ただ、これはあくまでも組合員で組合費を頂いている方の数字です。実際に作業を行える方はこれよりまだ下がってきていて、大変頭の痛い問題になっておりますので、ぜひ同じような組合の規模、同じような水路の規模の方と先ほどの答弁書の中でもそういう場を設けるといふ答弁がありましたので、ぜひ、もう一度確認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町長 その点については、先ほど答弁したとおりでございまして、何らかのそういった情報共有をできる組織なり会議をつくっていきたいと思います。

3番 大変ありがとうございました。まだまだ水路・水利組合に関しましては、課題が山積しておりますので、ぜひ、今回こういう話合いの場を設けて、改めてスタート時点に立てればなと思っております。

これで、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6番石山和春議員。

6番 本日、最後の質問になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、さきの通告書に従いまして質問をいたします。

交流人口増加と賑わいの拠点づくりをと題しまして質問をいたします。

第7次舟形町総合発展計画の短期アクションプランは、今年度が最終年になります。交流・関係人口の拡大には都市交流事業や東京友の会との交流事業があり、重要な施策であると認識しております。それとともに最上管内・県内との交流も活発にし、拡大していかなければならないと思っております。

スポーツを通じた交流も大きな柱になるのではないのでしょうか。スポ少の野球関係者の間では、農村環境改善センターグラウンドが非常に高く評価されているとお聞きしました。グラウンドの広さや水はけのよさ、環境等がその要因になっているようです。

先日も春季大会を開催しておりました。当町のチームはもちろんですが、新庄・真室川萩野のチームが来ておりました。地元の方も多数観戦しており、大会関係者を含めれば200名以上の人が来場していたと思います。

農村環境改善センターに駐車場はありますが、多くの人が集まれば、そこだけでは足りず、農道にまで駐車しているのが現状です。農繁期には車だけではなく、トラクターや田植機、

コンバイン等も通ります。これまで地元の方の理解もあり、トラブルなどは聞いておりません。

今、ここまで評価をいただき、舟形町に来ていただいている、この機会を有効に活用すべきと考えます。

もっと広く駐車場をとり、今、ほかのグラウンドで開催している試合も誘致できるよう、もう1面造成し、スポ少の野球は舟形会場でとなるようにすべきではないでしょうか。

交流人口の増加はもちろんです。声援を送る子供たちの大きな声に元気をもらい、にぎわいの場として、拠点として整備すれば、その果たす役割というのは非常に大きいと考えますが、町長の考えをお伺いします。

町長 それでは、6番石山和春議員の「交流人口増加と賑わいの拠点づくりを」についてのご質問にお答えします。

交流・関係人口の拡大については、東京都港区、世田谷区をはじめとした県外の自治体との交流や東京友の会など団体との交流とともに、県内の交流も含めた広い視点での取組が必要であると考えております。そのようなことから、町第7次総合発展計画の、目指すまちの将来像である「住んでいる人が誇れるまちづくり～わくわく未来ふながた～」の実現のために必要な基本施策の一つとしているものであります。

農村環境改善センターのグラウンドについては、主に町内の野球スポーツ少年団がホームグラウンドとして利用しており、グラウンドの広さや水はけのよさに加え、グラウンド整備などの自主的な維持管理により、環境整備も大変良好で、練習試合のほか、山形県野球スポーツ少年団協議会新庄最上支部の春季、夏季及び新人交流大会、高円宮賜杯全日本学童軟式野球地区大会、BG会長杯争奪大会など、毎年多くの大会が開催され、東根以北の最北地区からも参加されております。

令和5年度の利用実績については、延べ86件、3,143人が利用されておるようであります。

しかしながら、ご質問にもあるように、農村環境改善センターの駐車場については、既存の駐車場スペースだけでは大会などの多くの方が来られる場合への対応が困難で、利用者の車の駐車については、農道などに駐車しなくてはならない状況であります。これまで、大きな事故等もなく大会が運営できたのも、グラウンド周辺の土地所有者や農道を通行する農家の方々及び周辺にお住まいの方々からのご理解とご協力があったることと、心より感謝するものであります。

農村環境改善センターのグラウンドについては、利用の頻度からも町内外からの人気の高さをうかがい知ることができ、交流・関係人口の増を図る上で十分な施設環境を有していると感じております。

駐車場及びグラウンドの造成については、新庄地区野球連盟からもこれまで以上の大会数の

誘致に向け、グラウンドの造成について要望が寄せられております。今後の交流、関係人口の増という観点とこれまでの事情も踏まえ、周辺の土地所有者からのご協力をいただきながら、財源も含め検討してまいりたいと考えております。

6番 大変積極的な、前向きのご答弁をいただきました。本当にありがとうございます。ぜひ実現に向けて、鋭意ご検討をお願いしたいと思います。

その上で、二、三質問させていただきます。

まず、交流・関係人口の拡大についてですけれども、第7次総合発展計画には目標指標が示されております。施設来場者数ということで、現状値が平成30年度末で24万2,900人、これ年間当たりです。そして目標値が令和6年度末、今年度末です、1年当たり25万人となっております。コロナが5類に移行してから5月8日で1年が経過しましたがけれども、完全に終息したわけではありませんが、来場者は戻りつつあるんだろうなと思っております。令和5年度末の来場者数は何人になっているのか、まずお伺いしたいと思います。もし集計が出ていないのであれば、おおむねの数字でも結構でございます。

町長 数字的なものにつきましては、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

まちづくり課長 私の手元に先日、短期アクションプランの策定会議、第1回開催されたんですが、そこで委員の方々に報告しましたKPIで、5年度末の実績についてご報告している数値がありますので、そちらをご報告させていただきたいと思っております。5年度末の実績につきましては23万6,000人となっております。

6番 平成30年度で24万2,900人、やっぱりまだまだコロナの影響が残っているのかなと今の数字をお聞きしまして思いました。それで、この施設の来場者数ですけれども、この施設というのが若あゆ温泉、それから県民ゴルフ場、マッシュルームスタンド舟形それから観光物産センターめがみとなっております。今、町ではこの交流・関係人口というのは、この4つの施設のみを考えているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

町長 今申し上げた施設等については、人数をカウントする施設としてその代表的なものとして挙げたものでありまして、それ以外の施設についても、それぞれ交流人口というところで、先ほど議員から質問ありました環境改善センターのグラウンドを通してのという部分については、人数をカウントする施設に入っていないのでその分は入っておりませんが、そういったところも多く含んでいけるものだと思っております。

6番 私もそう思います。やはり交流・関係人口というのは、舟形町に来ていただけてもらっているということが、まず初めに前提としてあるんだろうと思っております。そういうことで、これまで交流・関係人口というものを非常に私もどのように理解すればいいのかなということで、正直迷っておりました。具体的に挙げますと、ただいま町長の答弁にもありましたけれども、港区とか世田谷区をはじめとした都市交流事業、それから東京友の会事業とか、あるいは若

鮎まつり、それから鮎釣り甲子園とか、舟形町に来られた方というのは交流人口としてやはりカウントすべきだろうと思っています。その上でお聞きしますけれども、今言ったような都市交流とか友の会とか、若鮎まつりはカウントされていると思うんですけども、鮎釣り甲子園とか様々あります。そういうものは、今、現在はカウントしているのでしょうか。

町長 そういったイベント等での来町していただける人数については、観光客の入込数というところで、交流人口とはちょっと数字が別になっているということでございましたので、その中には入っていないようでございます。

6番 そうすると、今言った都市交流とか東京友の会というのは、交流人口にカウントされていないと、こういうことでよろしいですか。

町長 先ほどまちづくり課長が申し上げたK P Iの指数の中には、今、議員が言われた東京友の会とかそういったものについては、入っていないということでございました。

6番 先ほど施設の来場者という、これにはもちろん入っていないのは分かります。入っていないと思います。これには入っていないけれども、今言ったような東京友の会とか都市交流事業というのは、これはこれでカウントされているのかどうかということをお聞きしているんです。

町長 先ほど申し上げた数字には入っていませんが、別の統計を取る数字の中にはそういった方々のものも入っているそうです。

6番 そうすると、入っているとすれば、数字が分かると思うんです。どういうものが入っているか。私が今考えられることは、都市交流事業とか友の会事業とか、若鮎まつりとか鮎釣り甲子園とか、あるいは先日非常に盛況だったという産直まんさくとか、こういうものも当然入るんだろうと思います。統計があれば、どのぐらいの人数が入っているのかお伺いしたいと思います。

町長 現在、ちょっと手持ちの資料がないそうでございますので、後で調べておきたいと思いません。

6番 今、私が言ったそういう施設とか交流とか、そのほかにもまだまだたくさんあるんだろうと思います。ぜひ、舟形町にはこういう施設があるんだよ、こういう事業があるんだよというふうなこと、そしてまたこの交流・関係人口の拡大の中にもたくさんあります。主な事業や取組として今、言った事業とか、それからいろんな物産センターめがみを拠点としたイベントとかいろんなものがあると思いますので、この数字を把握しておかないと、交流人口が増えたのか減ったのか、全然分からないわけです。そういう意味でも、ぜひ、この数字というのは把握していただきたいと思えますけれども、いかがですか。

町長 どこまでのイベント等について把握するかはちょっと今後、検討させていただきますが、参加者数とか、そのイベントをすればおおよそ出るものであったりするものがあると思いま

すし、そういったところのデータをできるだけ集めておきたいと思います。

6番 データを取ることによって、やはりこのK P Iといいますか、目標値も当然変わってくるものだろうと私は思います。だから、6年度末で短期アクションプランは終わりますけれども、そういう目標値を設定するためにも、ぜひそういうものをお願いしたいと思います。

続きまして、農村環境改善センターグラウンドについてお伺いいたします。

令和5年度の利用実績は延べ86件、3,143人の利用があったと先ほど答弁ございました。この3,143人というのは、利用した子供たちの人数なのかどうかお伺いしたいと思います。

町長 大会等に参加した方々の名簿とか何人というところがあるようですので、それを累計した数字だということでございます。

6番 確かにそのとおりだと思います。これ子供の数だと思います、多分。私が推測するには、そのようにしかちょっと見えないなと思っております。86件で3,143人、1回当たり36.5人という、2チーム集まれば、18人1チーム、18人平均になるわけです。そうすると、やっぱり子供の数しか把握されていないんだろうなど。だから、答弁でも利用者数となっております。やはり来場者数と利用者数は当然違うわけですから、利用者数にすれば、この程度の人数かなと思います。しかし来場者を見ますと、当然子供たちに父兄はついてきております。多くの場合2人ついてきております、1人のときもある。それに加えて、やはり孫の雄姿を見たいということで、おじいちゃん、おばあちゃんもたくさん来ております。そういうふうなものを見ますと、この子供の数の3倍ぐらいの来場者がいるんじゃないかなと私推測しておりますけれども、そのあたりはどう考えでしょうか。

町長 多分、チームの登録ですと監督、コーチとかというところがあって、それに子供の数だと思います。確かに石山議員言われるとおり、子供がそういう大会に参加しますと、基本的には夫婦、さらに兄弟がいますとその下の子供たちとかが参加するという、また、金山の町会議員とか真室川の町会議員も堀内に行ってきたと私もよく言われるので、言われるとおり、やっぱりおじいさん、おばあさんの方々も参加しているということでもありますので、もう少し人数的には増えるんだろうと思っております。

6番 今、町長言われたとおり、その方たちとも私会いました。そういうふうなことで、やはりたくさん来ていただいていると思います。

グラウンドの使用というのは、普通に考えれば4月から10月までなんだろうと思います。そうすると7か月で86件、先ほどの答弁で86件という答弁でございました。そうすると、月に数えてみれば12件。12件というと、土日数えても8回しかないわけです。12回あるという、これは件数ですから、午前と午後ということも考えられるわけですが、そうすると、4月から10月までの毎週土日使用されているんだろうなど、ほとんど毎週土日使われているんだろうなど推測されますけれども、その辺はいかがでしょうか。

町長 舟形ビッグサンダーズがホームグラウンドとしている関係で、週、火曜日と木曜日練習日がございますので、それが1件ずつとカウントされますので、全ての土日に大会があるわけではないと思いますし、ただ、土日は練習試合として使っているようでもございますので、そういった意味で件数はちょっと多くなるかと思いますが、まずはそういったところと、答弁書でも申し上げましたが、数多くの大会の会場として、まず、グラウンドの狭さが功を奏したといいますか、スポ少にはちょうどサイズだったというところもございまして、多く利用されているということ。さらには、水はけが非常にいい設計だったということで、亡くなられたんですが、加藤英明さんが設計をされたグラウンドでありまして、そういったことが今も脈々と受け継がれて、多くの利用者が増えてるんだろうと思っておりますのでございます。

6番 非常に町長からも詳しい説明をいただきましてありがとうございます。そのスポ少のグラウンドというのは、やはり両翼が75メートルなんだそうです、規格が。センターが85メートルと言ったかな。私ちょっと詳しいこと分からないんですけども、そして非常に水はけがよいと。ほかにもグラウンドは、それより大きいグラウンドたくさんあるよねと大会関係者に聞いたところ、グラウンドは確かにある。使っているのが6月1日も福田山のグラウンドを使った。福田山のグラウンドは大きいわけです。そうすると、全部75メートルですから、グラウンドに鉄筋を打ってフェンスを張らなくちゃいけない。こういう作業が出てくるんだそうです。そうすると、非常に準備も大変だしグラウンドも傷つけてしまうという事情があるようです。そして、舟形町の野球スポーツ少年団は、野球スポーツ少年団協議会という組織と野球連盟という2つの組織に加盟しているようです。両団体が主催する試合というのはおおむね年間75試合あるんだそうです。全国大会まで続くんだという試合が、先日6月1日にございました。このときも4チームほど来ておりましたけれども、人数にすれば250人ぐらいいたのかなと、おおむねですけども思っております。大会関係者の話では、今日は先ほど言ったとおり新庄の会場でもやっているんだ。でも、子供たちにはいいコンディションのところさせたいというのが大会関係者のお話でございました。そして、1か所で同時に2試合進行できれば、非常に都合がいいし効率がいいんだけどもなという話もなさっておられました。

やっぱり、私冒頭申し上げましたけれども、1日で何百人単位で人が集まる、こういう場所というのは、春から秋までですけども、今、舟形町でないわけです。ずっと毎週のようにこのぐらいの人が集まるわけですから、やっぱりにぎわいを醸し出す、これこそ原動力になるんじゃないのかなと私は考えているんですけども、町長はその辺どう考えでしょうか。

町長 1つのグラウンドでありますので4チーム、試合終わるとまた次のチームというところではないんですが、大会を運営している連盟の方々ともちょっと野球関係で、前の会長とも

親しくさせていただいておったんですが、会場が2つ、グラウンドが2つつくると、我々運営する側も非常にやりやすい、分散してしまうと人数を多く配置しなければいけないという審判団の悩みというものもあるようでした。そういったところも含めて、ぜひ、あなたのところでどうだということがあったんですが、お金の関係もあるし、まだ最初にやることもあるのでというところで、ちょっと考えさせてくださいというようなことがあったんですが、一方で、地域の方々からも、もう少し遊具を整備してくれという要望がちょっとありました。いや、だってあまり根渡の人数子供いないじゃないのと言ったら、いやそうでなくて、そういうスポ少の大会来たときに、小さい子供を必ず連れてくるんだと、そうすると、お兄ちゃんお姉ちゃんの野球だけではなくて、小さい子も遊ばせておくためには遊具が必要なんだというところで、地域の方々からそういう要望があったのがちょっとおっと思ったんですが、さらに質問にもありましたとおり、農道もそうですが、県道にもやはり多くの場合入り切れずに駐車していることもあります。ちょっと交通安全上も考えてあげたらいいんじゃないという話を地域の方々もおっしゃられていた方もいましたので、そういったところを含めて、また一方で、堀内橋の架け替えで県道が少し変わってグラウンド側のほうに寄っていくということもありまして、町ではグラウンドに行くところの道路の側溝をちょっと直さなければならぬところがありまして、それと併せて、側溝に蓋をかけてできるだけ広くという計画をしていたところではあったんですが、今、要望をいただいたこともありまして、駐車場と道路、あと新たにグラウンドを造る財源と、これは国民スポーツ協会の会長であります遠藤先生がt o t oの補助金なども使えるということもちょっとご指導いただいたところではあるんですが、そういった財源等も踏まえて、先ほど言った交流人口等の拡大のためにはということ、非常に皆さんから喜ばれている施設であれば、少し検討させていただければと思います。ただ、来年すぐしてと言われてもなかなかこれは厳しいこともあるかと思っておりますので、少しお時間をいただきながら、どういう将来的な構想ができるのか、その検討に入らせていただければと思います。

6番 非常に町長の熱い熱意が伝わってきました。冒頭申し上げましたけれども、本当に鋭意ご検討をお願いしたいと思います。

総合発展計画の1ページ目の前に町長の挨拶がございます。このタイトルに、にぎやかな過疎地域を目指してということで町長、ご挨拶を載せております。まさしく、このような拠点ができるのであれば、町長の考えているにぎやかな過疎地域になるんじゃないかなと私は思うんですけれども、そのあたりも町長はどうお考えか、お伺いしたいと思います。

町長 にぎやかな過疎というのは、人口減少の中でも、この町をどうしていったらいいかということ、町民一人一人が考えているというような、そういう地域づくり、まちづくりを目指すということではあるんですが、例えば交流人口を増やすということで、富長交流センターに

こういうグラウンドを造ったらいいんじゃないかというのは、まさににぎやかな過疎の一つであると思います。やはり施設を造ったからということではなくて、それをどう活用するかというところまでしっかり考えながらやっていかないと、投資効果という部分もありますでしょうし、そこら辺については、みんなで考えながらそこをうまく活用できるような方法も検討してまいりたいと思います。

6番 ありがとうございます。ぜひお願いしたいということを申し上げまして、質問を終わります。

議長 以上をもって、石山和春議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時14分 散会

令和6年6月6日（木曜日）

第2回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和6年舟形町議会第2回定例会第2日目

令和6年6月6日(木)

出席議員(10名)

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 畝 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会計管理者	沼 澤 伸 一	総務課財政係長	仲 野 健 太
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛 冶 紀 邦	デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	ふるさと応援推進室長	野 尻 誠
健康福祉課長	沼 澤 一 征	教 育 長	伊 藤 幸 一
住民税務課長	豊 岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
地域強靱化対策室長	伊 藤 英 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相 馬 広 志	事務補助員	大 場 正 江
--------	---------	-------	---------

議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第 3号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認
について

日程第 3 承認第 4号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3
号)の専決処分の承認について

日程第 4 承認第 5号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の

承認について

- 日程第 5 承認第 6号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 7号 町有財産の無償貸付についての専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 8号 舟形町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 日程第 8 報告第 1号 令和5年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第 2号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について
- 日程第10 議案第43号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第44号 令和6年度舟形町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第45号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第46号 令和6年度長尾橋橋梁補修工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第47号 和解方針について
- 日程第15 委員会付託の審査報告
陳情第 6号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇改善を求めるための意見書の提出に関する陳情
- 日程第16 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時05分 再開

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問をお受けいたします。一般質問の前に、昨日の一般質問に対する答弁があるそうでございますので、よろしくお願いをします。曾根田まちづくり課長。

まちづくり課長 昨日、6番石山和春議員から一般質問をお受けいたしました再質問の際に、交流事業及び産直まんさくさんについての来場者数は把握していないのかということに質問がありましたので、2事業と1施設について来場者数を報告させていただきます。

1つ目が、港区の麻布地区のサマースクールです。こちらについては、令和5年度49名の方がいらしていただいております。これには添乗員1名も含めて49名というふうになっております。

続いて、世田谷区との児童交流がございます。こちらにつきましては175名の方が、昨年、児童あとは先生含め175名の方が来町いただいております。

最後に、JAさんが令和5年度末まで経営されていた産直まんさくさんについては、JAさんに確認したんですが、来場者数についてはカウントしていませんということでしたので、ちょっと把握していないということでご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、一般質問をお受けいたします。順次、発言を許可します。2番叶内昌樹議員。

2番 おはようございます。

一般質問の前に、先ほど森町長さんのお父さんが亡くなられた報告を受けました。謹んでお悔やみを申し上げます。

それでは、6月一般質問、さきの通告に伴い一般質問をさせていただきます。

2つあります。1つ目でございますが、猿羽根山周辺施設の今後についてと、2つ目が、最上小国川河川敷の管理は万全かということで質問させていただきます。

1つ目といたしまして、猿羽根山周辺施設の今後について。現在、猿羽根山においては、猿羽根山公園・猿羽根山地蔵尊・2店舗の飲食店・歴史民俗資料館・農林漁業体験実習館の施

設があります。実習館付近では山形の景観100選として猿羽根山から見る月山と最上川の眺めとして選ばれているようです。

さて、現在の実習館は管理のみの委託先であるが、森林を活用したキャンプ場やオートキャンプ場またはグランピングの運営、さらには、現在使用を止めている実習館の雪室を活用し、雪室ロウリュ式サウナの運営を検討していただくと、新たな観光スポットとして人気が高まっていくと思うところであります。さらには、温泉と猿羽根山を町内乗り場も設けてゴンドラリフトで結ぶことができれば、つながりの観光拠点になるのではないのでしょうか。

これらの夢の事業内容については今後に期待すると思いますが、現状の猿羽根山内の施設等につきまして、防火対策として消火栓が民俗資料館のみの設置のようです。夢で語ったようなことが今後期待される際には、防火用水等の必要性が問われると思います。近年では林野火災が発生し水利に苦労したようですが、今後の防災力強化について町長に伺います。

本来であれば、アユパーク内にキャンプ場やオートキャンプ場が整備されれば最高の観光地となるのですが、管理上で難しいとのことのようであります。近隣の町村においては、施設の民間運営により無料キャンプ場、オートキャンプ等の運営に着手しており、新たな顧客を取り入れて努力しているようです。

若あゆ温泉あゆっこ村ではコテージに重点を置き、スペースがないことを理由にキャンプ場またはオートキャンプ場についての考えはないとの答弁のようでした。これらの過去の答弁についての見解は変わらないのか町長に伺います。

続きまして、2つ目といたしまして、最上小国川河川敷の管理は万全か。

3月定例会の場でも申し上げましたが、長沢地区に最上町の採石場の会社が小国川左岸に砂利を山積しており、令和5年度長沢連合町内会からの要望事項として提出し、回答もいただいているようですが、自然災害における河川の氾濫であればなすすべはないかと思うのですが、許可等の利用が短期ではなく、どのような条件として通年利用できるのか、もし、通年河川を利用して砂利を山積して氾濫時の河川の流れを変えて右岸の山肌（民地）を押し流しているのであれば問題の事案ではないのでしょうか。町としてどのような認識でいるのか町長に伺います。

町長 おはようございます。

2番議員をはじめ議員の皆様方から、私の個人的なことで大変お悔やみをいただいたり、弔意をいただいたということに関しまして、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

それでは、2番叶内昌樹議員の、「猿羽根山周辺施設の今後について」のご質問にお答えします。

農林漁業体験実習館周辺において、実習館南側からの眺めは、やまがた景観物語に おすすめビューポイントとして掲載されるなど、すばらしい眺望に加え、猿羽根山は車で各施設まで行くことができる手軽さも魅力の一つと考えております。

そうした眺望や周辺の環境など自然と触れ合う場所としては好立地であると考えますが、キャンプ場及びオートキャンプ場、グランピング施設、雪室ロウリュ式サウナなどの整備に当たっては、環境への配慮とスタッフの確保、費用対効果などを含め、持続可能な運営が必要と認識しております。

現在は、指定管理者制度により、農林漁業体験実習館やトレーニングセンターなどの管理運営をお願いしておりますが、収益面も含め、キャンプ場などの管理運営が可能かどうかを指定管理者より検討していただき、要望があった際には町としても検討してまいります。

さて、ご質問にある猿羽根山周辺施設の防火対策としては、有事の際の消防水利として、令和5年度に歴史民俗資料館前に消火栓を新設しておりますが、猿羽根山に点在する周辺施設に有効な消防水利については、引き続き検討してまいりたいと思います。

また、今年度当町でも発生し、県内でも多くの被害が出ている林野火災は、ほかの火災と違い現場へのルートが限定され時間がかかるなど、進入が困難であり、水利が乏しく高低差による水圧低下などから放水が困難であり、火点の特定や燃焼範囲の把握が困難であるなど、特有の消火困難性を有しております。

また、風の強さや空気の乾燥など気象状況の変化や燃焼物体の要素も大きな影響を及ぼし、延焼が長期化することも予想されます。

これらの困難性を解消し、迅速かつ的確な対応を行うためには、「地上と空中の連携消火」、「速やかな応援要請による部隊の増強」、「指揮体制の確立」が重要なことから、総務省消防庁では、令和3年2月に発生した栃木県の「足利林野火災」を機に、「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」を重ね、令和4年7月に「林野火災の予防及び消火活動について」を改訂し、これを参考の上、適切に対応するよう通知が发出されております。

当町では、林野火災が発生し拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村や防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプター、緊急消防援助隊などに対し時機を失することなく応援要請を行うなど、火災拡大の防止対策を早期に図ることが重要であると考えております。

消防庁の通知にもあるように「予防」が何よりも重要であります。林野火災のほとんどは人間の不注意によって起きており、このことは、私たち一人一人が火の取扱いに注意することで林野火災を未然に防止できるということでもあります。

今後も、林業関係者や農業関係者、消防、警察機関と連携して、一人一人が森林の大切さを認識し防火意識が高まるよう、予防消防活動に取り組んでまいります。

次に、舟形若あゆ温泉は、猿羽根山同様にやまがた景観物語のおすすめビューポイントに加え、山形県眺望景観資産第4号として平成25年3月に指定されるなど、眺望や景観に関して誰もが認める場所であると認識しております。そうした若あゆ温泉エリアの眺望や自然環境に加え、創造性に富んだ魅力的な食、温泉による癒しという環境を生かし、現在はコテージ13棟、テントサイト7区画の運営を行っております。あゆっこ村キャンプ場の利用状況は、令和4年度に比べ令和5年度は3割ほど減少しており、原因として、叶内議員の質問にもありますとおり、近隣の町村において無料のキャンプ場などが整備されてきていることや、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことに伴い、コロナ禍で高まったキャンプ需要が全国的に落ち着いてきていることなどが考えられます。

今後も高速道路の整備が進む中、これまで以上の交流人口増を目指す1つの手段として、キャンプ場の増設やオートキャンプ場の整備を考える際には、場所や収益面も含め、指定管理者である舟形町振興公社の意見も聴きながら慎重に判断する必要があると考えております。

また、キャンプ場を整備する場合の場所については、令和5年度利用のなかったゲートボール場も考えられますが、今まで利用していたゲートボールの団体の意向も踏まえながら検討をしております。

次に、「最上小国川河川敷の管理は万全か」についてのご質問にお答えします。

まず、河川敷の利用許可についてですが、最上小国川は県管理河川でありますので、県の河川占用許可となります。許可内容について確認したところ、平成28年から令和8年までの10年間、ストックヤード敷地として許可されております。また、河川占用とは別に、砂利採取法に基づくプラント設置の認可も受けており、県の「砂利採取場等立入検査実施要領」に基づき、年1回の立入検査が行われております。令和5年度は10月30日に立入検査が実施され、指摘事項はないとの回答でした。県では、河川管理面では、「河川巡視員による巡回」を引き続き行い、「砂利採取法に係る立入検査」を例年どおり予定しております。

次に、左岸の碎石プラントの砂利が氾濫時の流れを変え、右岸の斜面を決壊させている可能性については、「平成16年7月・平成18年12月の異常出水で斜面が大きく決壊していること」、「その決壊以前から川の流れが右岸側にあり浸食を受けやすい状況であること」、「急斜面であるため雨による決壊も起こり得ること」を確認しており、これらの状況と、「県による河川巡視」及び「砂利採取法に基づく立入検査」で指摘がないことから、右岸斜面の決壊が進行しているとしても、碎石プラントの砂利が原因と判断するのは難しいと考えております。

県では、引き続き河川巡視員の巡回と砂利採取法に基づく立入検査を行いますので、町の対応としましても、引き続き状況の確認と県への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

2番 ありがとうございます。

この2点について、数点ちょっと再質問させていただきます。

まず、1つ目といたしまして、農林体験実習館と若あゆ温泉等のキャンプ等に対する質問ではありますけれども、まず最初に猿羽根山実習館、民俗資料館の消火栓の設置でありますけれども、実際、地蔵尊と実習館には相当な高低差もあり、多分その水利での高低差をクリアできるのかということもありますけれども、1つ目としまして、一つの今後の課題でありますけれども、例えば火災が発生した場合に、恐らく接ぎポンプとかそういう形式で多分消火作業をしたいと思いますけれども、その体制についてちょっとお伺いします。まずは以前、沖の原の工場の火災があった際に、水利がなく接ぎポンプで消火した際に、中継のポンプ、小型ポンプを破損したという経緯があります。そういうことから、各消防団が、操作は来た人が操作するわけですが、接ぎポンプに対しての使用法とかそういうものを消防団各自がマニュアル化にして、こういうふうにするんだよということがなされているのか、まずその辺ちょっと確認のためにお聞きします。

町長 その点につきましては住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 ただいま叶内議員から質問いただきました、接ぎポンプ等の訓練は万全かという質問の意図かなというふうに思いますけれども、沖の原での火災以降もその前もそうですけれども、町の総合防災訓練であったり、夏季非常招集訓練において様々な訓練を実施し、その際に、訓練の前にも指導をし、訓練でも実施しております。1つ例を挙げますと、令和2年経壇原地内におきましては、こういった猿羽根山地内でも発生しています上り坂等に対応するために、2部で中継をしまして280メートルの放水訓練をしております。また、令和3年には沖の原紫山地内において、530メートルこれを3部で中継しての訓練をしております。また、令和5年には洲崎地内において、こちらも上り坂165メートルを3部で中継という訓練もしております。

そのほか、平坦地での訓練も3部中継、2部中継というものをそれぞれ行って、各部満遍なくそういった経験をするようにということを徹底しているところでございます。

以上です。

2番 適切な団員の取扱いをしているようで安心いたしました。

それでですけれども、まずは猿羽根山実習館に今水利的なものがないと、例えばですけれども、今回は指定管理者ということで、指定管理をするという項目でありますけれども、1つ真室川さんの例を挙げますと、真室川が民間委託で指定管理になった際に、これは言っていないのか分からないんですけれども、勝手にいろんな事業、カフェだったりとかを増やしたらしいんですけれども、本当はそれはしてはいけないらしかつたんですけれども、逆にそれをした結果すごい相乗効果が出て、すごくにぎわいが出たという件があります。したがって、今回の指定管理者が、意欲がある指定管理者がもしそういうキャンプ場もしたいという場合

には、そういうことができるのかなというちょっと質問だったんですけども、1つはキャンプ場をする際にも問題点になるのが先ほど言った防災関係で、キャンプをすれば火も使いますし、そうした際にはやっぱり水利と水源がないとそういう目的も達成できないのかなと思いましたが、こういうつながりのある質問をしたんですけども、指定管理者として今の指定管理者もしくは新たな指定管理者がそういうことをしたいということに対しては、町としては契約上どうなっているか分かりませんが、可能なかその辺ちょっとお聞かせください。

町長 新たな指定管理者であったり、指定管理者さんが農業体験実習館の用地周りの施設等についてそういった事業をやりたいというふうなことであれば、それは可能だというふうに思います。

2番 私も何回か猿羽根山についていろいろ観光的なもので何度か質問いたしましたけれども、やはりどちらかというと温泉施設の周りのにぎわい創出ということが中心的であって、猿羽根山というのは私はすごくいいところだなと思うんですけども、その辺をもうちょっと活用できればいいのかなと思っただけの質問であります。

近年では金山もテレビ報道されてキャンプ場の新たな取組で天空サイトとか、あとは真室川さんではやっぱり無料キャンプ場、バーベキューとかもセットしたプランニングを立てて温泉敷地内を改善した結果、そういう利用があつてすごくにぎわいをしているようです。近年、6月では赤倉温泉のほうで個人的なサウナをリニューアルしてどんどん各市町村が魅力あるまちづくりに対しての力を入れてきているのかなと思っております。

それでですけども、そういった関連で、まず今の指定管理者ではないですけども、今後そういうふうな意見があればできるということなので、最大限いい環境でありますので、できれば温泉と猿羽根山、二極化で観光化してもいいのかなと思っただけの質問させていただきました。

それで、まず温泉のほうに今度戻りますけれども、先ほど、温泉利用の増進ということで、温泉が令和5年度かな、この間新聞で顧客が2割増という報道がなされました。魅力的なにぎわい創出で増えたのかとは思いますが、今後ともさらに魅力的な環境を整えて、できれば県のゴルフ場とのアクセスで、トンネル上に道路を1本でも切って、温泉とつながるようなことがあればいいのかなと思っております。ですが、新聞報道でありますけれども、このたび新庄の金沢温泉が8月に向けてリニューアルオープンするという記事がありまして、新庄市民にとっては念願の再温泉施設ということで、多分恐らく皆さんが楽しみにしてくれると思いますけれども、それに伴って、今まで舟形の温泉はやはり新庄市に温泉がなくなったということもあり、その分のお客さんをかなり取り込んだと思います。ですが、今回の温泉が新庄にできた場合に、やはり来たお客さんを逃さない方向性とか、例えば8月にオープンする

んだったら割引クーポンとか、何月まで有効とか、そういうものをサービスとして、競争じゃないですけども、商売ですから競争なんで、そういうこともやっぱりせっかく来てくれて、いい温泉だといってもらえるお客さんを逃さないための何か考えとか、現在お持ちなのかお聞きします。

町長 金山さんの天空サイトの話も、金山の佐藤町長さんからお伺いしておりますが、また、真室川の梅里苑の話もやはり第三セクターから民間のほうに移行したおかげで非常に入客数が増えているというふうなお話もありました。ただやはり、一過性のものであってはいけないというふうに思いますし、持続可能なものにしていかなければいけないというふうなことで、金山佐藤町長からは大変やはりシェーネスハイムを含め大変な経営というふうなことでお聞きをしておりますし、真室川の新田町長からも、よくはなってきたが非常にそちらも厳しいというふうな中では、割と若あゆ温泉については非常に経営的には安定していると。その主な温泉に限ってでございますが、入客数の6割ぐらいが新庄市の方というふうなこともございますので、今2番議員さんがおっしゃられるとおり、金沢温泉がまた再開することでの入客数の減少というのはある程度やむを得ないのかなというふうに思っているところですが、それに対抗する温泉の対応については、振興公社の社長さんがいらっしゃいますので、ちょっとその点について何か考えがあるのか答弁をさせていただきたいというふうに思います。

ふるさと応援推進室長 新庄の温泉施設というところで、こちらのほうでもその報道を受け、大変ちょっと危惧しているといえますか、入浴者数が減るのではないかとというようなところは考えております。ただ、あの報道を見ますと、温泉だけではなくてバーベキュー施設であったり、宿泊施設とかいろいろな各施設を考えていらっしゃるようで、舟形若あゆ温泉はどちらかといえば公衆浴場といえますか、そういったところの視点かなというふうに思っています。新庄にできる温泉というものが公衆浴場的な考えなのかリゾート的な考えなのか、そういったところもあるかなと。そういったところで料金設定なども多分変わってくるんだろうというふうに思います。ですので、まだ料金とかそういったところも分からない状況ですので、今後そういったところも注視しながら対応というか考え、検討していきたいなというふうに思います。

2番 ありがとうございます。

経営するのもホテル事業者ということで、県内各地に施設等がかなりの数を所有しているようでございます。それで、伴って、別に悪いことをするわけじゃないので、お互いに切磋琢磨して両方ともよい環境で利用客がいればいいのかと思っております。

それについてあとは、最終のほうに、今後も高速道路の整備が進む中、これまで以上交流人口増を目指す1つの手段という、最後のほうにありますけれども、もう1つ、地域の観光案

内についてでございますが、以前、沖の原から13号線のT字路に看板があって、そこに温泉とか書いていた看板があって、それが多分トラックの事故で看板自体が事故後に撤去されて、それ以降看板がないような感じにしているんですけれども、それは国道とか看板の事後はちょっと分かりませんが、やはりどこの町村に行ったとしても、13号線でもあっても真室川の梅里苑に行く案内が全然ない、それで例えば高規格降りた、やっぱりどこか栃木とかに行くと、高速道路を降りると正面にその敷地内とか地内の観光スポット的なものがぱーんと目につくようなことがあります。やはり、舟形町とか近隣というのは車社会であって、結局アクセスを何をこう、目的がそこであればいいんですけれども、目的外の人を通ったときに目に入るものがやはり看板かなと私は思いますけれども、今後の高規格高速道路の整備が進むという話が出ましたので、看板等についてちょっとお伺いしますが、まず産直まんさくもリニューアルして、そちらも高規格から降りると新庄側に戻らないと入れない場所があります。やはり1つのT字路、例えば高規格の降り口、沖の原の公民館辺りにでも、町の看板とか温泉施設だったり産直まんさくだったり、町内のいろんな案内看板があればいいのかなとちょっと思うのですが、土地勘のない車で観光客の場合は、それが目印となって、一度利用されれば、またよければ来るのかなと思いますので、町全体の施設案内、誘導する魅力的な大きめの看板等があれば足を運ぶきっかけになるのではないかと思いますので、まず、取り外した要因と今後設置する考えはないのかちょっとお伺いいたします。

町長 確認ですが、沖の原の公民館のところの看板はあるように感じているんですが、そこから13号線に出るところでトラックの事故とかあるんですが、その場所を言っていらっしゃるんでしょうか。そうですか。あそこにはヌマザワさんでしたっけか、葬儀屋さんの看板があるだけで、前からなかったような気がするんですが、1つは、山形県の環境美化条例というのがございまして、特にインターチェンジ付近については規制が厳しくて、今回もまんさくさんでリニューアルをしようというふうなことでやりましたら、前にJAさんが経営していたときの看板があって、それをちょっと塗り替えようとしたら、県の環境美化条例に引っかかって、大きさを半分以下にしないと駄目だとか、建物に産直まんさくとあって、あとそういうのも一つの宣伝広告の扱いになるというところで、わざわざちょっと板塀を貼って隠したというような状況がございまして。ちょっとそういったところがありまして、恐らく例えば若あゆ温泉とか、県民ゴルフ場というふうな取扱いであると交通標識的なものについてはいいのかもしれないんですが、個人広告的なそういう意味合いを持つとかなり厳しい条件が付されるというふうなこともありますので、そこについては多分2番議員さんが想像しているやつはできないかもしれませんが、道路標識的な、こちらに行くと若あゆ温泉とか、県民ゴルフ場というようなことは、もしかするとできるのかもしれませんが、その点について

てはちょっと県の最上総合支庁のほうとも協議しながら、必要なサイネージといえますか広告を出していきたいというふうに思います。

2番 そういう条件があるのは知らなかったので、新庄に行くとき新庄のほうの丁字路とかもありますけれども、それは広告会社とかそういうところが多分土地を利用してしていると思いますので、ちょっと可能なかと思っただけですけれども、でも実際今沖の原にある看板にしても、もうちょっとこう派手といったらおかしいけれども、やっぱり目に入って、行きたいと思うような気持ちになるような看板になればいいのかなと思っただけでありますけれども、まず、今後検討していただきたいとします。

それで終わりますけれども、もう1つちょっと実習館についてお伺いしますけれども、昨年度ほかの議員さんからも質問とか出ておりますけれども、やはり、今週もヒストリックカーミーティングで宿泊されると思いますけれども、昨年度の猛暑による中で、春のまず虫の問題とか、あとは網戸の問題とか、あとエアコン暑過ぎたとかということがありますけれども、昨年度議員さんから出た以降、どのような今体制になって、どこまで網戸等が改善されているのかちょっとお聞かせください。

町長 今年度の当初予算で網戸の改修等については予算化しておりますが、進捗状況については担当課長のほうから説明をさせていただきたいとします。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問について、エアコンの設置については検討いたしましたけれども、見積り等いただいて、まず450万円ほどかかるというようなどころがありまして、現在予算措置はされておられません。網戸につきましては隙間があるということで、利用しやすい施設にするように、今現在、戸車の修繕を発注しております、7月中には完全に完了する予定となっております。

2番 ありがとうございます。

時間もないので、そのように進んでいるということで、前向きにやっぱり猛暑が続くのであればエアコンのほうも検討していただきたいとします。

もう1つの次の質問でありますけれども、これは県の事業でありますので、ここはそんなに言いませんけれども、やはりまず長沢のほうでの要望が出たということで、このような立派な答弁が出たのであれば、やっぱりそのときに確認しますではなくてこういう答えをきっちり出してもらえると町内会からまた聞いてくれと言われることもないんですけれども、このような事情というかちゃんとしたことがあるので、この件につきましてはお聞きしませんけれども、できれば町内会の答弁、回答に対してこのような回答が行けばよかったなと思いますけれども、ほかの要望等につきましてもこういうふうなことをしていただきたいとしますけれども、よろしくお願いたします。何かあれば。

議長 答弁は。

2番 答弁何かあればよろしく申し上げます。

町長 町内会長会議の中で要望があったものとか、そういったものについても丁寧には説明をしております。ただやはり、それで要望してもならないと、町内会長会議の中でもあるんですが、また要望してくるというふうなことでありまして、なかなか我々の圏域の、圏域といいますか管理下以外のところ、国、県に対する要望に対しても引き続きお願いをするというふうなことがありますので、今議員さんがおっしゃられたとおり、丁寧に説明をしながら了解をいただいて不安のないような形にさせていただきたいというふうに思います。

2番 では、これで質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、4番伊藤欽一議員。

4番 おはようございます。

それでは、私からさきに通告しております、1人暮らし高齢者の見守り対策について質問をさせていただきます。

少子高齢化が深刻化する中、独り暮らしの高齢者が年々増加の一途をたどっております。全国では600万人以上が高齢者で、5人に1人の割合で独り暮らしになっているという調査報告が報道されました。

5月13日の衆議院決算行政監視委員会で、自宅で亡くなった65歳以上の独り暮らしの高齢者の数は、今年1月から3月までに把握しているだけで1万7,000人余りになり、1年間で推計するとおよそ6万8,000人になる可能性があるとして警察庁が委員会で明らかにしました。

本町でも独り暮らしや2人暮らしの高齢者が増加しており、中には老老介護の家庭もあるのではないかと心配されます。

現在、町では高齢者の見守りはされているのか。また、実施しているならどのように行っているのかをお聞きします。

今後、独り暮らしの高齢者をタブレット端末などにより見守ることで、健康管理や孤独死防止の対策に役立つと思うが、導入していく考えを町長に伺います。

町長 それでは、4番伊藤欽一議員の「1人暮らし高齢者の見守り対策」のご質問にお答えします。

当町の65歳以上の独り暮らし高齢者は、令和5年4月1日現在で男性86人、女性127人の213人、65歳以上の人口が2,090人ですので、約10人に1人が独り暮らし高齢者となっており、75歳以上では男性33人、女性88人の121人、75歳以上の人口が1,073人ですので、約9人に1人が独り暮らし高齢者となっている状況であります。が、その中で見守りが必要な人数は50人ほどと把握しているところであります。

質問にある独り暮らし高齢者の見守り活動は、直接的には民生委員や町内会の方々から担っていただいております、定期的な訪問等で様子を確認していただくことに加え、敬老祝い品や灯油券の配付、除雪サービスの申込みなど、町からのお知らせや手続の連絡調整、熱中症予防の声かけや特殊詐欺被害防止チラシの配付などを通じて様子を確認し、何かあれば町に相談が来るようになっております。

さらに、社会福祉協議会では75歳以上の独り暮らし高齢者を対象に、ヤクルトを週2回手渡して訪問する、ふれあいヤクルト事業や、65歳以上の高齢者世帯に週1回弁当を届けるふれあい宅配弁当事業による見守りを行っております。民間からは、郵便局や新聞配達業者から町へ配達物がたまっていると連絡が入るようになっております。

また災害時の対応として、町では個別避難計画を策定中で、今年度中に完成する予定であります。個別避難計画とは、町のハザードマップ上で危険な地域に住んでいる高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な方々ごとに作成する避難支援のための計画で、対象者には70歳以上のみで構成される世帯も含んでおります。平時から、情報提供の同意を得た方について適切な避難支援が行われるよう、町内会や民生委員等の避難支援に関わる方々へ情報提供していきますが、災害時には同意がなくとも情報提供するものとしております。

次に、物理的な見守り対策としては、独り暮らし老人世帯を対象に緊急通報システムを設置して、急病や火災などの緊急事態にボタンを押せば消防本部に連絡が行くようにしており、最上管内全ての町村で導入し利用しております。しかしながら、令和8年度予定の新消防本部完成の際は、現在利用している緊急通報システムが使えなくなりますので、伊藤議員から提案のタブレット端末などでのデジタルを活用した次の見守り対策について管内町村での広域的な取組も含め検討し対応してまいります。

以上、見守り活動の例を申し上げましたが、舟形町は都会と違い近所にどのような方が住んでいるか分かる間柄ですので、近所同士で気にかけていくことがお互いを見守りの基本だと思っております。

町としても、100歳元気プロジェクトを充実させながら健康寿命の延伸に努め、高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

4番 ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、65歳以上の独り暮らしの高齢者、令和5年4月現在でのここに人数が出ました。男女合わせて213人、約10人に1人の割合になっているというようなことでございます。質問の中でも数字を示しました。全国では5人に1人の割合になっているようなことがございます。また、75歳については9人に1人が独り暮らしの高齢者になっているというような答弁でございます。改めて独り暮らしの高齢者の多さに驚いたところではございます。私もそ

の1人に、高齢者になっていますけれども、私の場合は独り暮らしではないのでこの中には入っていないとは思いますが、非常に数字に表すとひしひしとやっぱり高齢者独り暮らしが多いというのがまざまざと分かってくるのかなというふうに思ったところであります。その中でも特に見守りが必要とされている高齢者が50人ほどいるというような答弁でございます。その方々も大変でありますけれども、実際に65歳以上の独り暮らしの高齢者という方々は、長沢、舟形、富長、堀内、旧小学校学区になると思いますが、地区別での独り暮らしの高齢者を把握していれば、人数をお聞きしたいなというふうに思います。

町長 その点につきましては、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思えます。

健康福祉課長 65歳以上の独り暮らしの、旧学区別ということで数字を申し上げますと、長沢地区49人、富長地区25人、堀内地区27人、舟形地区が112人の計213人となります。

4番 ありがとうございます。全般にわたってやはりかなり多いなというふうに思っているところでございます。

それで、先ほどちょっと50人以上の見守りというようなことでありますけれども、できれば50人の方も地区別に把握されているのであればお聞きしたいというふうに思います。

町長 その点につきましても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思えます。

健康福祉課長 50人の内訳ですが、65歳以上のうちの人数になりますが、長沢地区で13人、舟形地区が26人、富長地区6人、堀内地区5人の計50人と把握しております。

4番 ありがとうございます。

特に見守りが必要というようなことでございますけれども、答えられる範囲で結構ですけれども、どのような状態が特に見守りが必要というふうに考えられているのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

町長 その点につきましても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思えます。

健康福祉課長 特に見守りが必要な定義というのはラインを引いているわけではないんですけれども、個々個々の状態があります。基本的には75歳以上で独り暮らしで、ある程度身の回りのことは自分でできるんですけれども、やはり高齢であるということもあって、火の取扱いとか、お風呂に入ったりとか、寒い時のお風呂とか特に注意が必要な方について、民生委員や町内会からこういう人を見守り対象にしますというような声があって、この50人になっているところでございます。

4番 ありがとうございます。

今の課長の答弁からいくと、今後ますます増えていくのかなというふうにちょっと危惧するところもありますけれども、その中でも独り暮らしの見守り活動については、定期的な訪問で様子を確認しているというような答弁でございますけれども、確認されている頻度という

か、月に何回訪問しているとかそういうものは計画的にやっておられるのか、そこら辺をお聞きします。

町長 その点についても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 これについても特に町から月1回というものをしてくださいというお願いはしてございません。先ほどのように、それぞれの個人で状況が違うと思いますし、民生委員や町内会の方たちの考えに基づいて週1なり月1なりというふうにやっているとところだと思えます。ですが、答弁にも書いてありますけれども、灯油券の配付や、90歳以上の祝い品の配付なんかについては直接民生委員がお宅に行ってお渡ししておりますので、そういうことは町からもお願いしているところは何かある状況でございます。

4番 今、課長の答弁から察するに、民生委員の仕事というのは非常に重要になってくるのかなというふうなことを今つくづくと思ったところであります。やはり民生委員と町内会長、そこら辺の連携が本当に密に取っておかないと、本当に何かあった場合の連絡体系とか十分にやっておかないと大変なのかなというようなことで、例えばそういった場合についての民生委員に関してのルールづくりとかマニュアルとか、そういったものがつくってあるのか、そこらへんお聞きしたいなというふうに思います。

町長 今ご質問の内容等については健康福祉課長より答弁させますが、社会福祉協議会の中でも、先ほど申しあげましたヤクルトの配付事業につきましては、週2回お宅を訪問しているというふうなことで、そういった意味では手渡しをしているので、安否確認にもなるというふうなところがございます。ヤクルトにつきましては、社会福祉協議会の会費、1人1月100円ということで、1,200円の会費を年会費としていただいておりますが、会費の中から福祉ヤクルトの分が支払われているということで、なかなか社会福祉協議会の会長でもあるものですから、社会福祉協議会の会費がどのように使われているかというところを発表する場所がないので、そういったところのお年寄りの見守り対策の1つとしての福祉ヤクルトというふうなものが一つあるということと、それから、夏期間はあまりちょっと食中毒の問題があつて駄目なんです、弁当の配食事業というものもありまして、そうすると、それが1回、ヤクルトが2回、週3回は取りあえずその方にお会いして安否確認なり状況確認するような取組も社会福祉協議会とセットで行っているというふうな考え方があります。今質問にあつた民生児童委員の研修なりマニュアルがあるのかということについては健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 当町でも独り暮らしの方の亡くなる事例というのが、おととしか今年もありましたが、そういうこともあつて、やはり民生委員が実際家に赴いて確認するという事例があります。やはり、そういう事態ですと緊張もあり、あたふたしてしまうということがあつてお思いますので、簡単なものですが独り暮らし高齢者に係る安否確認不能時の対応フローとい

うものをつくって、応答があるかないかに始まり、応答がない場合は福祉係に通報する、その後家に直接入ったりはできないと思いますので、その場合は警察に連絡する、警察の後に救急車なりというフロー図があって、それを皆さんにお渡しして対応してもらおうということでこちらから提示しているものはございます。

4番 何で今マニュアル的なものというふうな質問をしたのかというと、5月に私の隣組でそういった案件がございまして、独り暮らしでありまして、郵便受けに町内会の渡し物が2回分ほどたまっていまして、車もあると。それで、ある方から私にその方に、以前にその方も県立病院に救急車で運ばれたこともありまして、連絡が分かれば連絡してほしいというようなことで、私は携帯を知っていましたので連絡したんですけどもつながらないと。車はあって配付物があって電話がつながらない、携帯がつながらないということで、これはというようなことで、非常にどうしたらいいかなということで私に連絡をくれた方と相談して取りあえずまず民生委員ということで民生委員に連絡したんですけども、なかなか民生委員とも連絡が取れない、ならば警察に連絡しようかというような、様々そういったあたふたというようなこともありました。そんなことで、できれば民生委員、町内会長、そういったとっさの場合の流れをある程度マニュアル化しておいていただくと大変ありがたいのかなというふうな、それは個人情報にも関わることなので、どこまでできるか分からないんですけども、一応そういった流れ的なものも、こういった場合はこういうふうにとというようなあると非常にとっさの場合助かるなというようなことで、ちょっと今質問したところでありました。できるかできないか分からないんですけども、今後そういった民生委員だけでなく例えば町内会長も対応マニュアルを知っているかどうか分からないんですけども、どの範囲までするか、それは行政のほうで考えていただくとしても、そういったマニュアル的なものを今後町内会長あたりまで落としていただけるのか、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

町長 その件につきましても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 現在、民生委員にお配りしているマニュアルについて、特に個人情報等あるものではないので、それは共有していただくことは可能でございます。

4番 できるだけ、地域で見守るというのは大切なことなので、最後の締めの中でも、近所同士で気にかけていくことがお互いの見守りの基本というようなこと、全くそのとおりだと思いますけれども、やっぱり中には近所付き合いが苦手な方もおられると思うので、一概に押しつけるようなこともできないので、そこら辺もちょっとデリケートな部分もあると思って、やはり町内会の対策も十分必要になってくるのかなというふうなことを思います。そこら辺もいろんな面で行政のほうの指導、相談のほうも今後よろしくお伺いしたいなというふうに思っているところではあります。

続いて、ちょっと一番私心配したのが、緊急通報システムであります。令和8年に消防本部ができるとこれが使えなくなるというのは、正直言ってこの答弁で初めて私知ったところでもありますけれども、現在、緊急通報システムを利用されている方が町内に何人おられるのかお伺いします。

町長 その点につきましては、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 令和6年6月現在、今現在ですけれども、利用者34名でございます。

4番 34名の方が利用されているというようなことで、本当に消防本部ができたならこれが使えなくなるというようなこと、緊急通報システムですので、使用不能な時期があってはならないと思います。命に関わることなので、これに関して特段の配慮が今後必要になるのかなというふうに思うところでもあります。私がさっき提案したのが、やっぱりタブレット端末などを利用した見守りというようなことを提案をしているわけでございますけれども、ただ答弁の中では管内町村の取組を見て検討するというような答弁でございます。果たしてそれで間に合うのかなというふうなまず一つ心配をしているところでもあります。そこら辺お聞きします。

町長 このシステムのなものについては、新庄市を除く7町村で同一的な緊急通報システムをやっておったんですが、やはり対応とシステムの本人が立てなければいけないというようなところもありまして、なかなかメンテナンスも含めて即効性がないというふうなこともありまして、今年度から金山さんがいち早く緊急通報システムのグループから抜けまして、警備保障会社と連携した取組をしております。金山町さんのほうについてはかなりの緊急通報システムの加入者がいるというふうなこともあって、今の状況だと使いづらいというふうなことがあります。それを除く町村の中で、今どうしようかというふうな検討をしているところでありまして、やはりタブレットもいいんですが、操作が必要だということが非常に一つネックというふうなことがあります。いろいろなタイプのものがあるようです。しばらく動きがないとか、冷蔵庫の扉を開けることがなかつたりするとかいうふうなこととか、宣伝でありますけれども、ポットがそういった通報システムになるとか、いろいろなシステムがあるようですので、まずその他残った町村で、どういうシステムで、しかもある程度の数がまとまれば少しお安くなるのかなというふうな意味合いも込めて、今検討しております。令和8年度までは各町村そのシステムを統合しながら取り組んでいこうというふうなところにいるところでもあります。

4番 見守りに関しては期間が空かないというような町長の答弁でございますので、そこら辺は安心したところではありますけれども、ただやはりタブレットでもタッチするとか操作しないとならないというような、そこら辺はあると思います。舟形町には幸いなことに大変こういうデジタルに特化した企業もおります。その企業さんのノウハウも利用したり、いろんなことができるのではないのかなというふうに思うところでもあります。例えば、温感というか

温度センサーと連動させてタブレットにスイッチが入るようにする、人は必ずトイレに行きますので、トイレに行く途中にタブレットを設置して、温度センサーで連動してタブレットが起動する、そんな方法もあるのかなと、いろんな方法はあると思うんですけども、やはり近隣自治体の動向を見てではなくて、今言ったように舟形町にはそういった特化した会社もごございますので、例えばどこかの地区をモデル、長沢で先ほど65歳以上が49人、そして見守りが必要と13人というようなことで報告がございましたので、例えばその会社の近くの長沢地区をモデル地域に指定して、まずはそこで実証実験をやって令和8年の消防本部開設までにやっていこう、やっぱりそういった前向きな方法でやっていかないと駄目なのかなというふうに思っています。確かに警備保障もいろんなコマーシャルもしており、大変いいのかなというふうなものもごございますけれども、やはりそれはそれ、自治体でやっぱり先導してやっていかないと駄目なのかなというふうに思っているところであります。そういった私の提案でございます。例えば温度、温感センサーというか、それと連動したタブレット、そういったものが可能であればそういった方法も一つ視野に入れていただければというふうに思います。答弁をお願いします。

町長 異常事態であったり、通常時の生活だというふうなことが分かるツールとしてのタブレットはいいんですが、一番の問題は、今現在の緊急通報システムというのは24時間稼働している消防署のほうに連絡が行くということでありまして。通報する消防本部と個々の見守りが必要な老人世帯の方とのつながりがあるわけです。ツールが大事なのも一つあるんですが、要は異常事態になったときにどこが対応するかというのが問題でありまして、そのツールだけ作っても、そのツールの先がどこに行くかということがないと駄目なので、警備保障会社をしているというのは、警備保障会社が24時間営業で緊急事態に対応できるというふうなところがあるために警備保障会社というふうなことでありますので、そうした場合に広域消防本部で新庄市は違う、金山町が抜けたというふうなことでいくと、広域消防本部としての受け方として、緊急通報システムを8市町村ではなく6町村で受けるかというふうなところがちょっとまた課題だというふうに思いますので、その場合にやはり先ほど申し上げましたが、どういうシステムにしてどこが対応するかというふうなところの根本的なところを、6町村でよく話して決定していかなければならないという問題があるので、1つのツールとして温感センサーとかそういったものはあるかというふうに思いますが、緊急事態が出たときにどう対応するかというふうなところでの対応先との協定というのが必ず出てくるということでありまして、そういった意味を含めて今検討しているところでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

4番 いずれにしても町民の安全、安心が担保されなければ非常に困るわけでありまして、それは町長の行政手腕にも入ってくるのかなというふうに思います。やはり住んでいる人が幸

せに暮らせるような、そういった舟形町になるように、消防本部が新しくできることによって、救急車とか消防車、いろんな面で活動がまた機敏性ができるのかなというふうに思うところであります。そんなことでいずれにしても町民の安全、安心が担保されるような、そういった内容にさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

日程第2 承認第3号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

議長 次に、日程第2 承認第3号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 それでは、16、17ページの第2款総務費第2項徴税費の委託料340万円、定額減税制度対応税システム改修委託料340万円ですけれども、この辺については国の施策の事業というようなことでもありますけれども、これに対する財源というか、交付税とか特定財源はなく全部町の持ち出しになるのか、その辺。

総務課財政係長 国の制度の定額減税制度対応税システム改修委託料の財源というふうなことですが、普通交付税措置がなされるというふうに通じがあるところです。

以上です。

議長 大丈夫ですか。ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第3 承認第4号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の
専決処分の承認について

議長 日程第3 承認第4号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第4 承認第5号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認に
ついて

議長 日程第4 承認第5号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

**日程第5 承認第6号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決
処分の承認について**

議長 日程第5 承認第6号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方
は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第7号 町有財産の無償貸付についての専決処分の承認について

議長 日程第6 承認第7号 町有財産の無償貸付についての専決処分の承認についてを議題と
いたします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 無償貸付けの相手方ですけれども、長沢1072番地というふうになっていますけれども、物
産協会の事務所になるんじゃ、その辺説明をお願いします。

農業振興課長 伊藤議員のおっしゃるとおり、物産協会の事務所、長沢集学校の所在地でござい
ます。

議長 いいですか。ほかにございませんか。

5番 始まったということは大変うれしく思っておりますけれども、前に町長の答弁の中で除雪
に関しては農協さんが若干やっていただけるという話ですけれども、そういつまでも続くわ
けはないと思っておりますので、その後は町が対処していくということによろしいんでしょ
うか。

農業振興課長 除雪に関してでございますが、駐車場の除雪に関して、無償譲渡、農協さんのほうから受けた契約書の中に、当面の間という形で除雪を農協さんからしていただくというふうな契約となつてございまして、5年程度とかそういった形になるとは思われますが、その後については、物産協会の販売額から費用が捻出されれば望ましいのかなというふうにご考へているところでございます。

5番 そうしますと、5年程度はまず農協さんがやっていたかという、そういう約束事ができているという理解をしてよろしいでしょうか。

農業振興課長 口頭での話の中で約束ではございますが、その程度はしていただけるというふうにご理解してございます。

議長 ほかにございせんか。

2番 改修工事等の実施でありますけれども、今の現状を確認しますと加工所とまず産直とありますけれども、見た感じトイレのほうが仮設トイレになっているようで、今後、加工所等を使用した際の衛生管理上の問題でトイレの問題が出てくると思いますがけれども、今回の改修のほうにはトイレはないと、ちょっとないのかなと思いますがけれども、これは今後、まんさくの組合員でトイレを増設していくのか、その辺今後についてはこの処分、改修工事が終わったということによろしいのでしょうか。

町長 まず、この無償貸付けについては、観光物産協会のほうでいろいろな設備を入れるためには、まず観光物産協会に貸付けをしないと観光物産協会が手を入れられないという事実があったものですから、5月10日の専決をしていただいたということでもあります。特にレジのシステムなんかは、農協さんが早めに撤退をして電話回線とか全て早めに引き上げてしまったものですから、そういった申込みとか引込みとかを含めてやらなければいけなかったというふうなことがございまして、今のところまず貸付けをして、観光物産協会のほうで手を入れられるような貸付けを町のほうでやったというのがこのことでありまして、さらに6月の一般会計の補正予算の中で、その部分については観光物産協会への補助という形で、現状含め、先ほどちょっと一般質問の中でありましたけれども、看板の環境美化条例に合ったような、半分にするやつとか、建物のまんさくと書かれてあったものを隠すとか、取りあえずオープンに必要なところまでの予算等々について早急にまずは観光物産協会の予算の中でやっていただくというふうなところで、まずオープンにこぎ着ける部分の一つであると。さらに、これから必要なトイレの関係については改修等も含めて今やっているというふうなことでございまして、それは一般会計のこれから提案します補正予算の中でのトイレ改修分というふうなことが出てくるかというふうに思います。

議長 2番議員よろしいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決いたします。承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第7 承認第8号 舟形町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 日程第7 承認第8号 舟形町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

デジタルファースト推進室長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決いたします。承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第1号 令和5年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長 日程第8 報告第1号 令和5年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第9 報告第2号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第9 報告第2号 株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

ふるさと応援推進室長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 32ページの下の方、ふるさと納税業務受託、大変頑張っていたということだと思いますけれども、その中の主な返礼品で人道支援0.07%というのはどういう内容なんでしょうか。

ふるさと応援推進室長 こちらのほうにつきましては、ウクライナとトルコ、シリアの地震といったものに対する支援となります。

議長 よろしいですか。ほかにごございませんか。

3番 34ページの令和5年度の舟形町振興公社の収入、支出の中ですけれども、支出のところ……

議長 すみません、荒澤さんマイクを近づけて。

3番 すみません。34ページの支出のところ。温泉光熱費3,383万7,000円とコテージのほうで355万円ということで、これは前年度と比較しますと、温泉光熱費のほうは約10%、コテージ光熱費のほうは25%ほど少なくなっております。お客さんのほうは増えているというふうな今ほどの説明があったんですけれども、これは町からの補助金というふうなところが入っていて、令和4年度と比べまして下がったというふうな理解でよろしいでしょうか。

ふるさと応援推進室長 こちらのほうにつきましては、国のほうの支援、電気料とかに対する支援があったものですから、温泉のほうにも影響しまして支払額が少なくなっているというふうな状況です。

3番 分かりました。これに関連してですけれども、38ページの令和6年度、今年度の同じところ、温泉光熱費、コテージ光熱費の予算ですけれども、これに関しましては補助金を見込んでなくて、これで今年度はいけそうだというふうな予算の立て方でしょうか。

ふるさと応援推進室長 令和6年度の光熱費について、こちらのほうは、先ほど説明しました国の支援が5月で終了するというようなところもございましたので、増額を見込んでおります。

3番 補助金なしでこの金額でいけそうだというふうな計画だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願ひます。

日程第10 議案第43号 令和6年度舟形町一般会計補正予算(第1号)について

議長 日程第10 議案第43号 令和6年度舟形町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑につきましては歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

1番 質問、18、19ページお願いします。

商工費の観光費でありますけれども、町観光物産協会補助金2,200万円の内訳をお願いいたします。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

2,200万円の内訳でございますが、まんさくの新規開店に係る費用でございますが、2,200万円のうち1,500万円の部分については、先ほど申し上げた店のトイレ等の改修であったり看板の改修であったり、あとは駐車場のラインを引いたり、そのほか蛍光灯もLED化しております。そちらの改装関係の費用が約1,500万円となっております。残りの700万円が開店までの準備でございます。様々な準備するものがありまして、労務費であったりあとは広告宣伝費であったり、あとは数年間赤字とかになった場合でも町として運営団体を応援していくというふうな方針でありますので、そちらに充てていくような費用等で700万円というふうな形になっております。

1番 そうすると、運営費も含めた補助金ということですか。それで、31日には全員協議会でまんさくのそういう開店の説明もあったんですが、具体的な今回のような2,200万円の補助金内容というか、そういうのは全然説明がなかったわけですよね、やっぱりその辺については事前に説明が欲しかったなというように思いますし、これまで私感じているのは、これのほかに除雪の待機料の増額についても議会のほうに説明がなく進んだというようなことがありますので、その辺については議会軽視といいますか、そういうふうに捉えられかねないかなという感じがしておりますので、それらの事案についてはやっぱり丁寧な説明というか、議会にもしてほしいというように思いますけれども、町長いかがでしょうか。

町長 議会軽視をしているつもりはございませんし、町長の権限の中で除雪の待機料の増額といいますか、過去5年間の稼働補償というふうなことについても適時そういう状況に応じて対応しているというふうなことでございます。

今回の予算につきましても、なかなか総額が出てこないというところがございます中で、詳しい内容等について今農業振興課長が申し上げているんですが、まだ詳細が詰められているわけではなく、概算でのというふうなこともあります。したがって、31日現在の中での説明が欲しかったということについては、総額で申し上げるしかなかったというところもあるので、確かに今回の件については、金額的なことを申し上げることができなかったことについてはおわびを申し上げたいと思いますが、決して議회를軽視しているというふうなことではございませんのでご理解をいただきたいと思っておりますし、随時やはり社会情勢等々が変化している中で、我々も行政側も随時その対応をしているというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

1番 そういう機会もありましたので、なるだけそういう説明を今後もお願いしたいというように思います。

2番 同じページ、18、19ページの7—1—1観光費でありますけれども、今回1,500万円と700万円ということですが、以前のまんさくさん自体も補助金で運営してきた、補助金というか国とかのものでしてきた経緯があって、それに伴って赤字的なものが続いたということでもありますけれども、今回も経営の安定化に向けた補助金ということでもありますけれども、この計画的なもので、例えば何年計画、例えば赤字補填、もし出た場合の補填がどこまで継続するのかというのは、やっぱり補助金というカテゴリーになりますと、失礼な言い方をすると自己努力というか、経営のノウハウを、何というか難しいんですけども、うまくやっぱり普通の自営だったら頑張っただけでやらなきゃいけないことが、補助金となりますとその辺がちょっとどういうほうな方向に行くのかありますけれども、この間、計画書というか、1年後、2年後、3年後のプランニング、会員数何人、それと売上げに対するパーセンテージ等も含めて、やっぱり3年ぐらいがまず商業やる上では試算を出すのは3年はかかるだろうと私は

思っていますけれども、補助金につきましてはそういうめどがあつてなのか、例えば3年後も補填にする場合が出てくるのであれば、やはり経営としてはちょっと難しいのではないかと思いますけれども、まず700万円のやつがいつまでというか今回限りなのか、その点お聞かせください。

町長 700万円そのものが運営費というか、赤字補填の分ではございませんので、そもそも補助金というのは、国の補助金というのは建物を建てる際の補助金でありまして、運営費の補助というのは国からは入っておりません。そういった中でJAさんが経営をしてきているというふうな状況であつたのですが、やはりなかなかうまく力を入れてこなかったという部分もあるのかもしれませんが、うまくいかなかったというところがあります。今回、町が直接そういった観光物産協会の立場で直営店としてやる方法も考えられたんですが、それだとやはり、何回も申し上げていますが行政が儲けるというふうなことが一番苦手な分野でございますので、そういった意味では観光物産協会のほうにお願いをして、しっかりとした経営ができるよというふうなことで、テナント形式の中で農業生産者の方々も入る、それからその方々が農産物を提供できない場合については、新庄丸果さんがそれを補うというふうなこと、さらには利用者の利便性を考えて、しょうゆとかそういった加工品とかも置くよというふうなことがあります。そういったところを総合的に観光物産協会のほうで検討していただいた上で、先ほど2番議員さんからありました、試算をしていただいた中で、3年で黒字にしていかなければいけないだろうよというふうな見込みを立てているところですよ。そういった中で、必要な分が若干赤字補填となるかもしれない部分が含まれているよというふうなことでありますので、行政報告と町長の挨拶の中で申し上げましたが、3日間と、それから月曜日、火曜日の平日につきましても、売上げが3日間で30万円超の平均、さらに月曜日、火曜日の平日についても10万円以上の売上げがあつたよというふうなことで、予想に反して伸びているよというふうなことでありますので、今後そういった状況を見て、補助金については減額されていくよというふうにご考えておりますし、そういった経営的なものがしっかりと観光物産協会の中で指導されるものだろうよというふうにご考えているところでございます。

期間は先ほど申し上げましたとおり3年というふうなことを一応もくろんでおります。

2番 できれば、以前と違った経営スタイルを持っていかないと、地産地消ということでありますけれども、地域間ではやっぱり季節に応じて物がなくなる事態もありますので、その中で年間通して、イベントだったりとかそういうものを通しながら、顧客をまず維持していくよという仕組みが大事だと思っております。

それで、やはり産直って新鮮なものを売るわけですので、以前の農協さんがやっていた頃だと、前日の残り物とかが同価格で売られていたりとかしましたので、やっぱりそれが個人個人のやり取りになってしまうので、それを一括できないとは思いますが、やはり前日

の物は夕方あたりに半額にするとか、次の日に残ったらさらに引いて、同じ商品、新鮮なもの、古いものを買う人もいるので、引上げだけではなくてそういう管理体制も委員とか組合員の皆さんに周知して、いいものを、あとは安くてこれだったら買えるなどいうものを徹底して、無駄にならないようにしていただきたいと思います。まず頑張ってください。

議長 答弁はありますか。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えします。

これまでと違うやり方というか、経営の仕方については、やはり観光物産協会さんのノウハウを生かしまして進めていこうと考えているところでございますが、今現在、物産協会さんから申出があるのは、イベント等を月1回程度実施していきたいと。集客力を高めていく上で、やはりSNSとかで情報発信をしていきたいというふうな提案をいただいているところであります。

また、売れ残りとかそういったものの扱いについては、生産者組織の方と相談をしながらいろんなことを検討していければなというふうに考えているところでございます。

議長 ほかにございませんか。

5番 14ページ、15ページ、企画開発事業、新庄インターチェンジ付近道の駅勉強会の15万円とありますけれども、随分遠回りしてようやくインターチェンジの道の駅が発足するのかなと安堵しておるわけですけれども、まだまだこれから先道のりは長いという認識でよろしいでしょうか。

町長 そのとおりでございます。

5番 それは分かりますけれども、タイムスケジュールってあるじゃないですか。10年先20年先の話を聞いているわけじゃないんですよ、私は。やっぱり3年、4年、4年かけてやるとかってテレビの報道にもありますけれども、町長も大変です、1人でやっているわけじゃないので、8市町村の首長が連携してやっていくわけですけれども、やはりあとは機が熟したときにやっぱりやらないと、いつまでもいつまでも先延ばししておけば、またとんでもないことになってしまうおそれがありますので、何とか早期に着工できるように頑張ってくださいと思います。

町長 今回の、負担金を頂いているインターチェンジ付近の勉強会につきましては、民間商工会団体のほうで提案しています、ランドマーク型のインターチェンジ付近への道の駅というふうなことが提案されていて、我々行政側のほうが全然提案できていなかったというふうなことであります。

一方で、やっぱり民間のほうはランドマーク型というふうに言われるとおり、象徴的なものとか、いろんなものが大変、温泉からいろいろな施設までというふうなところがあるんですが、我々行政側でできる範囲というふうなものについてやっぱり限度があるというふうなこ

ともあって、お互いの意見を出し合うための行政側でできる、考えるインターチェンジはどんなことであろうというふうなところを勉強しようというふうなのが今回の負担金の趣旨であります。この勉強会の検討した内容等については、できれば来年1月、遅くとも令和6年度中に検討した内容を提示して、民間のほうの案とすり合わせをした上で、じゃあどういうふうなことをしていきましょと全体の方向性に向かっていけるかなというふうに思っています。

ちょっと話はズレるんですが、2030年には物流関係の関係でドライバーさんが30%ほど少なくなる、足りなくなるというふうなところもございますし、いろいろなこともありますので、最上町村会といえますか広域の理事会の中では、道の駅を運営するための費用も生み出すような、例えばトラックステーションというようなものを隣につくって、そこで荷物のやり取りをすることで手数料を発生させて、そこから何とか道の駅のほうの費用的なところも捻出できないかというふうなところの検討もしながら、研修先もちょっと静岡のほうの沼津のトラックステーションというものを我々で見に行つて、勉強してきて、そういったところも含めて総合的にどういう形のものかというふうなことをできる限り早くつくりたいというふうに思います。しかしながら、なかなか入り口のところで、負担割合をいろいろと言う首長さんも出ておまして、なかなか正直なところ進むというのが難しいかなというふうには思いますが、しかしながらやっぱり、東北中央自動車は秋田のほうまで延びていきますし、新庄酒田道路も今年度開通する部分がございますし、そういった意味では道路が着々とできておりますので、そうしたときに通過されるだけの最上地域にだけはできないというつもりで頑張っておりますので、できる限り完成させるように、私も微力ながら努力をしたいというふうに思います。

5番 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。首長さん様々意見があるのもお聞きしております。その中でやっぱりまとめるというのは大変だということも大変分かりますけれども、今しなかったらもう二度とできないんじゃないのかなと私も思ひがありますので、大変なことをお願ひするわけですがけれども、よろしくお願ひします。

議長 ほかに質疑ございませんか。

3番 18、19ページ。先ほどの7-1-1の商工費の観光費です。総額2,200万円の内訳の中にですけれども、能登半島地域の方からふるさと納税を頂き、能登半島地域の被災した方へのお見舞いというふうな説明の内容がありました。これに関してですけれども、能登半島地域の方々から頂いたふるさと納税、これは何名の方から頂いたのかお聞きしたいと思ひます。

ふるさと応援推進室長 今回計上しております予算につきましては、まず能登半島地震により被災した地域の方で、令和5年度ふるさと納税をしていただいた方へのお見舞品ということで計上させていただいております。理由といたしましては、ふるさと納税でつながった寄附者

とのつながりというものを大切にしまして、これを機に舟形町を訪れたいなど、そういった交流人口の拡大にもつなげていきたいというふうなことでございます。対象地域につきましては、激甚災害の指定を受けております石川県、富山県、新潟県、福井県を対象といたしました。内訳につきましては、石川県が78名、富山県51名、新潟県78名、福井県31名、計238名が対象ということで集計しております。

3番 かなりの広範囲の地域へのお見舞金ということで、私としては大変いい事業の内容かなと思っております。やはり、こういう地震あるいはいろんな災害がいつどこで起きるか分かりませんので、やはりふるさと納税の縁あるいはお互いさまというふうなところもありますので、大変いい事業だと思ってます。どうもありがとうございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

9番 20ページ、教育費10款4項2目の公民館費、主な主要事業の内容を見ますと、駐車場整備に係る用地取得費用ということで、地権者の方から私たちの住んだ土地を町に役立てていただけるようということで、ありがとうございますということと伝えてくださいと言われてましたのでお伝えしておきます。

この駐車場の今後の計画です、そういう目的で買った駐車場の今後の整備計画、どの辺までできているのかお聞きしたいというふうに思います。

教育課長 それでは、ただいまの質問の今後の計画についてでございますけれども、主に中央公民館の駐車場というふうなことで、今計画をしているところでございます。工事については9月補正で工事費を計上しまして、その後に工事を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

9番 そうしますと、大体雪が降るぐらいまでには駐車できるぐらいの感覚なんでしょうか、それとも来年度雪が解けたあたりぐらいの完成を目指しているということなんでしょうか。分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

教育課長 ただいまのスケジュールについてですけれども、これから設計をつくっていきまして、年度内には工事のほうは終了したいというふうに考えております。

議長 いいですか。ほかにございませんか。

1番 18、19ページの土木費、土木管理費の管理委託料、登記業務委託料ありますけれども、この内訳をお願いします。

地域整備課長 管理委託料460万円につきましては、交通誘導員業務委託分になります。登記業務委託料につきましては、分筆登記委託料と所有権移転登記委託料になります。

以上です。

1番 管理委託料の交通誘導委託料、現在までで大体どれぐらい支出なっているんでしょうか。

地域整備課長 概算ではありますけれども、ざっと200万円ぐらいになっているかと思えます。

以上です。

1番 分かりました。

登記業務委託料、随分430万円と金額が大きいんですけども、具体的にはどういうあれなんでしょうか、経費的には。

地域整備課長 登記委託料につきましては、分筆登記がほとんどでありまして、山林の分筆、約4,000平米の分筆になります。法務局では広大な土地については部分的な測量でも大丈夫な可能性があるということだったんですけども、山の上まで測量するということで費用が大きくなるということになります。今後、法務局と打合せしながら進めることによってある程度費用的には圧縮できるようなことも可能かなというふうには考えております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

2番 戻ってすみません、さっきの18、19ページの7-1-1、観光費でありますけれども、先ほどのまんさくの試算を計上したわけですけども、まず、そもそもまんさく自体の場所等につきまして、過去の組合員の方からやっぱり場所的に利便性が悪いという多分声もあったと思いますけれども、今回する際に、温泉の道路がありますよね、そこと結ばれないのかなと。やっぱり、一旦出て中に入るとか、農協さんだったら何でJAとまんさくが直結していないとかいろいろあったと思いますけれども、やはり利便的な車の出入りを考えると、温泉帰りに寄ったりとかすれば1本切れればいいのかと思いますけれども、そういう考えはないのかお聞かせください。

農業振興課長 現在のところ、そこまでの考えはございません。まずは、新規にオープンをすることを最優先に進めてまいりましたので、そういう状況でございます。

議長 いいですか。ほかにございませんか。

1番 20ページ、21ページの土木費の住宅整備事業費の東北専門職大学の関連造成事業の追加工事のようにですけども、その内容をお願いいたします。

地域整備課長 専門職大学関連の造成工事の補正につきましては、まず用地購入費なんですけれども、本町通りから郵便局に抜ける道路、舟形三号線になりますが、その南側、現在造成している部分に付け足すような形で買収します。それによって国道13号線から舟形三号線への通り抜けが可能となりまして、学生さんたちの利便性が向上するというふうに考えております。その用地買収費になります。工事請負費につきましては、交流施設の耐震の工事請負費になります。今回コンペで決まりました業者さんのほうで内部点検したところ、耐震が弱いということで耐震のほうの工事の費用として計上しております。登記委託料につきましては追加買収した部分の用地の測量関係になります。

以上です。

1番 あれですと、交流施設のリフォームというかそういうような予算を取ったわけですがけれども、それには耐震化のあれは入っていなかったということですね。はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

6番 14ページ、15ページになります。2-1-23、総合経済対策費、一番下のほうに物価高騰重点支援給付金とあります。これは国の定額減税に伴いましての減税の金額なんだろうと思いますけれども、今テレビ等でもよく報道されておりますけれども、事務作業が非常に煩雑で複雑だというふうなことで毎日のように報道されているわけです。現在、舟形町もそういうふうになっているんじゃないかなと思うんですけれども、現状はどうなっているんでしょうか。

健康福祉課長 事務作業について、まずは第一段階として今回の予算に計上するに当たって、対象者の抽出、あとは所得額に応じての金額をはじいたわけです。やはりその事務がまずかかっているということで、担当者としては大変な仕事だったなと思っています。さらに、今後この予算が通った暁にはその方に対しての通知等出てくるので、職員の手当として時間外手当15万7,000円ほどしか手当しておりませんが、事務量についてはやはり負担になっているであろうと思っております。

6番 そうした場合に、例えば事務量が増えて残業が増えたと、そういうふうになった場合、例えば交付税で還付になるとかそういうふうなことというのは考えられるんですか。

健康福祉課長 今回の予算について上げておりますけれども、財源としては14ページの下の方に国庫支出金4,670万円ということで、事務に当たっての100%の分ということで、普通交付税算入についてはないということです。

6番 そうしますと、この金額は事務手数料は分かりますけれども、例えば対象になる方というのは何名ぐらい舟形町ではいらっしゃるんでしょうか。

健康福祉課長 この予算の物価高騰重点支援給付金一体支援分の4,570万円に対しては、調整給付金ということで定額減税し切れない方として1,679名を見込んでおります。さらにその分で1,679名で3,685万円、4,570万円のうち3,685万円、そのほか885万円については、令和6年度新たに住民税非課税、住民税均等割のみになった世帯へ10万円の給付、あとは子供の人数掛ける5万円ということで対象になります方81世帯で子供15人ということで計上しているところでございます。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号 令和6年度舟形町水道事業会計補正予算(第1号)について

議長 日程第11 議案第44号 令和6年度舟形町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 予算書の中身ではありません。水道事業関係に関しまして、4月の多分10日あたりだったと思うんですけども、堀内橋にかかる水道管から漏水がありました。漏水の原因ですけども、それがつかめているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 堀内橋にかけてある水道管の漏水の原因につきましては、さきに最上川の大雨で増水したときに流木がぶつかって漏水したところのバンドが劣化しまして再度漏水したという形になります。修繕という形で対応したところです。

以上です。

3番 私も、最上川の増水のときの漏水も見ました。今回も見ました。やはり同じ場所だなというふうな見方をしましたけれども、あれから2年ですか、3年ですかね、今劣化というふうな回答があったんですけども、こんな頻度で劣化してああいうふうな水漏れが発生するのかなとちょっと単純に今思ったんですけども、その辺見解があれば教えていただきたいと思います。

地域整備課長 詳細な検証はしていないんですけども、補修がバンド留めということで、水道管の漏水箇所に金属製のバンドをかけて漏水を止めるということになります。通常は地中の部分の水道管、バンド留めであれば、それなりの年月漏水しないでもつんですけども、橋の県がされている部分ということで、空気に当たったり雨に当たったりということで劣化が早まったのかなという形ではないかというふうに推測するところです。

以上です。

3番 私も空気とか風とか雨とかそういうふうな気象条件もあるのかと今思って聞いていました。あとは橋の上ということで、橋による振動ですか、その辺の影響がないのかなというふうな

ところをちょっと心配しております、その辺ももう少し詳しく調査できるんだったらして原因を突き止めていただければなとちょっと思ったところです。

地域整備課長 議員ご指摘のとおり、橋の振動というの、やっぱり橋が揺れれば水道管も揺れると、弱いところにひずみが生じるということで考えられる部分ではあるんですけども、実際、橋自体、県のほうの点検ではまずは通行には支障がないということで現状の状態を保っているという形に、新しい橋ができるまではまずは現状の状況で保っているということになりますので、水道管につきましても現状を維持しながら漏水すればその都度対応するという形にはなってくるかと思えます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

8番 1点だけ。今回、補正予算の400万円の工事請負費の工事の内容だけ確認します。

地域整備課長 工事の内容につきましては、農林専門職大アパートの水道工事の増であります。

当初は神社側の舟形一号線から民家の間を通して配水する計画でしたが、今回、用地買収により、郵便局側、舟形三号線のほうから配水が可能となりましたので、延長が延び、工事費がかかるものの、新しい道路の中に水道管を入れることで水道のメンテナンスや漏水対応の負担が大幅に軽減されるということで、ルートの変更にかかる工事費の増ということで補正するものであります。

以上です。

議長 いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第45号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第12 議案第45号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 確認ですけれども、新旧対照表の33ページの上段に、ア、応急作業の業務、イ、巡回監視又は応急作業のための状況調査というふうな業務があって、支給金額が違っているようでありますけれども、作業の区分というのはどこで判定するのかお聞きしたいと思います。

総務課長 災害等の要請派遣、派遣要請等ある際に、業務内容についても自治体のほうからこれまでの事例でありますと示されております。その際に、軽微な調査業務であるとか、若干危険の伴う作業であるとかということが判断つくかとも思っておりますので、その情報を基にしまして手当の内容についても判断するという考えでございます。

7番 そうしますと、最初から要請が来る段階でどっちの業務に就くかということがはっきりしているというような理解でよろしいんですか。

総務課長 これまでの事例でも、そういった内容についても示された上での派遣を決める上での判断材料としておりました。ただ、必ずしもそうであるかといわれますと、現地のほうで対応が変わるという可能性が絶対には言えませんので、災害地での作業で、緊急性の伴う作業でございますので、ちょっとそういうもし変更等があれば当然地元のほうにも連絡があった上での作業変更ということになるかと思っておりますけれども、内容が変わる場合には情報をいただいて、それに基づいて作業に当たるという判断を町のほうですることになるかと思っております。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第46号 令和6年度長尾橋橋梁補修工事請負契約の締結について

議長 日程第13 議案第46号 令和6年度長尾橋橋梁補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域強靱化対策室長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番 指名競争入札なので、何者の指名で、落札率もお聞きします。

地域強靱化対策室長 業者は8者になります。町内業者全者になります。落札率のほうは99.43%になります。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

1番 当初予算の審議ではちょっと質疑しておりませんでしたので、改めて確認したいんですが、長尾橋はいつ建設されて何年経過されているのかをお願いします。

地域強靱化対策室長 西暦でいいますと1973年で、昭和48年の竣工になっております。ちょうど今年で50年になっておる橋梁になっております。

以上です。

1番 一般的な橋ですと、耐用年数50年とかと言われておりますけれども、寿命がてらそういうことでこれから使っていくということだと思っておりますが、実際の補修工事の内容というか、どういう工事内容になるのでしょうか。

地域強靱化対策室長 まず、橋の上部に当たるところなんですけれども、こちらがコンクリートになっておりまして、そちらの上の舗装の部分をまず切削をかけまして、削り取った後に防水の処理をして、その後にアスファルト舗装という形で実施していきます。面積につきましては、全部で全長にしまして118.36メートルの橋梁でして、その間に橋脚が3本ありまして、径間にしますと5径間になっております。今回実施する箇所につきましては、長尾の八鍬林業の事務所のほうから2スパン、2径間分を補修工事を行う内容となっております。平米数につきましてはまず230平米という形になっております。そこであと付随するものとしまして伸縮装置というものがありまして、橋脚の上に鉄のぎざぎざになっている部材になるんですけれども、コンクリートの伸縮を抑えるためにそのところに設置するものでありまして、その工事が中に入ってきます。それが3か所分。あとは地覆といまして高欄の下にコンクリートで四角い形に打たれている部分があるんですけれども、その部分の補修という形のもので、あとは高欄、2径間分全てについてその部分を実施するという内容になります。

以上です。

1番 そうすると残りの部分はこれからまた年次計画で工事をするということなんですね。

地域強靱化対策室長 はい、そのとおりです。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第47号 和解方針について

議長 日程第14 議案第47号 和解方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第15 委員会付託の審査報告

陳情第6号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇改善を求めるための意見書の提出に関する陳情

議長 日程第15 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第6号、医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇改善を求めるための意見書の提出に関する陳情。

陳情第6号について、石山和春総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和6年6月6日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長、石山和春。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について閉会中もお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申出します。

記

1. 事 件 陳情第6号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇改善を求めるための意見書の提出に関する陳情
2. 理 由 慎重審議を要するため
以上になります。

議長 これより陳情第6号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第6号は委員長申出のとおり閉会中の継続審査と決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第16 議員派遣の件

議長 日程第16 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読をさせます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 ここで、町長よりお礼の申出がありますので、お受けをいたします。

町長 令和6年度第2回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

まずもって、私の個人的な事情により議会運営や議会日程を変更していただくなど、議員の皆様にご迷惑をおかけしましたことに心よりお詫びを申し上げます。

また、議会運営や議会日程を変更していただくなどのご高配を賜りましたこと、誠に感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

第2回定例会では、承認が6件、報告が2件、予算の補正が2件、条例の一部改正が1件、請負契約の締結が1件、和解の方針についてが1件、合計13件の案件につきまして原案どおり可決賜りまして、心より御礼を申し上げます。本定例会において一般質問やご審議の中で賜りましたご指摘やご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいりたいと思えます。

なお、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

お諮りいたします。6月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしましたので、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、令和6年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

2日間にわたる慎重審議、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後2時49分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 荒 澤 広 光

署 名 議 員 八 鍬 太